

第3章 介護保険事業の現状と今後の展開

1 介護保険事業の現状

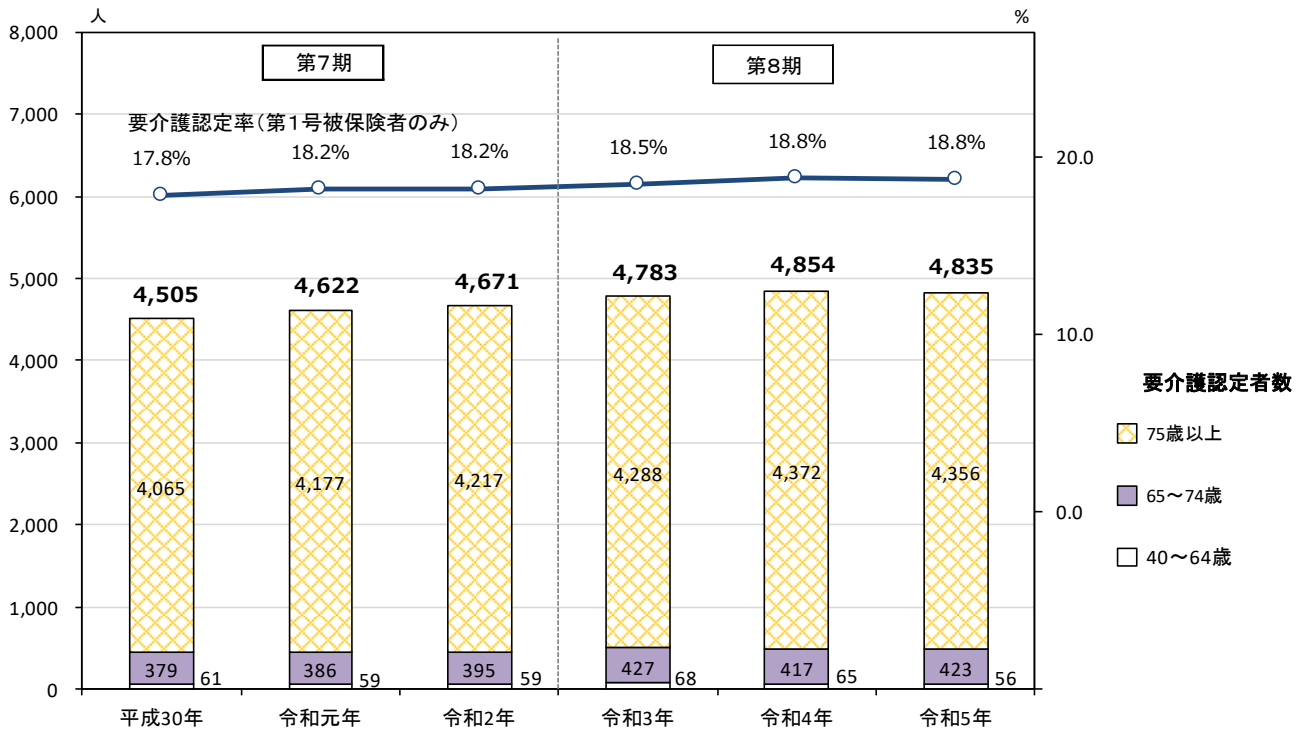
(1) 要介護（要支援）認定者数及び認定率

① 要介護（要支援）認定者数及び認定率の推移

要介護認定者数は近年緩やかな増加傾向で推移しており、平成30年から令和5年までの5年間では330人、率にして7.3%の増加となっています。内訳をみると65歳から74歳までの前期高齢者は5年間で44人、率にして11.6%増えており、75歳以上の後期高齢者は5年間で291人、率にして7.2%の増加となっています。

要介護認定率（第1号被保険者内の要介護度認定者数を第1号被保険者数で除した値を百分率で示したもの）については18%台で推移しています。年齢層別にみると、65～74歳の前期高齢者は3%台と低い水準ですが、後期高齢者については30%台で推移しています。

■ 要介護認定者数及び要介護認定率の推移(年齢層別)



	第7期			第8期			伸び率 (R05/H30)
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
要介護認定者数	4,505	4,622	4,671	4,783	4,854	4,835	1.073
第1号被保険者	4,444	4,563	4,612	4,715	4,789	4,779	1.075
65～74歳	379	386	395	427	417	423	1.116
75歳以上	4,065	4,177	4,217	4,288	4,372	4,356	1.072
第2号被保険者	61	59	59	68	65	56	0.918
要介護認定率	17.8%	18.2%	18.2%	18.5%	18.8%	18.8%	
65～74歳	3.2%	3.2%	3.2%	3.4%	3.4%	3.6%	
75歳以上	31.6%	32.0%	32.3%	33.0%	32.7%	31.8%	

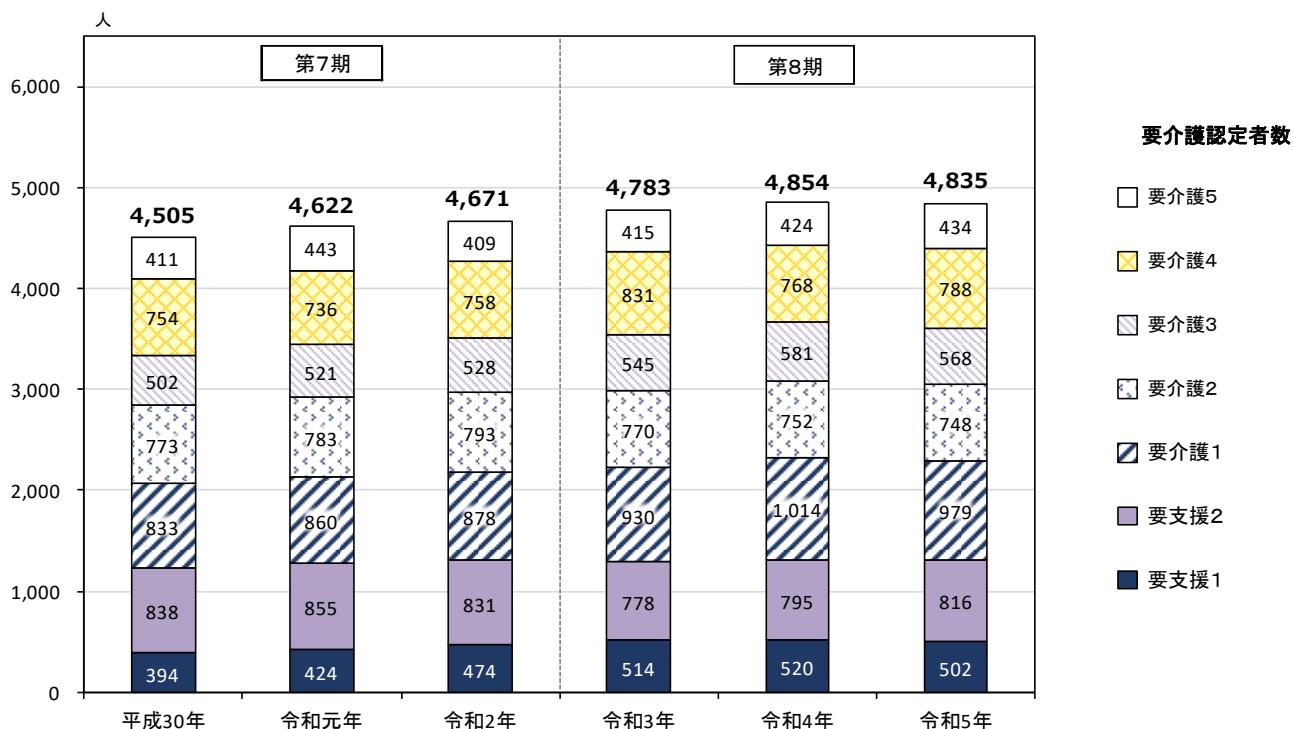
資料：介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）

注：認定率（%） 65歳以上の住民基本台帳人口（各年9月末日現在）で認定者数を除して算出している。

②要介護度別認定者数の推移

要介護度別の認定者数の推移をみると、要支援は平成30年から令和5年までの5年間で86人、率にして7.0%増加しており、要介護は5年間で244人、率にして7.5%増加しています。特に要支援1の認定者数は5年間で108人、率にして27.4%と大幅に伸びています。

■要介護度別認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）
第2号被保険者含む

(単位：人)

	第7期			第8期			伸び率 (R05/H30)
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
要介護認定者数	4,505	4,622	4,671	4,783	4,854	4,835	1.073
要支援1	394	424	474	514	520	502	1.274
要支援2	838	855	831	778	795	816	0.974
要介護1	833	860	878	930	1,014	979	1.175
要介護2	773	783	793	770	752	748	0.968
要介護3	502	521	528	545	581	568	1.131
要介護4	754	736	758	831	768	788	1.045
要介護5	411	443	409	415	424	434	1.056

資料：介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）
第2号被保険者含む

③年齢別認定者出現率の推移

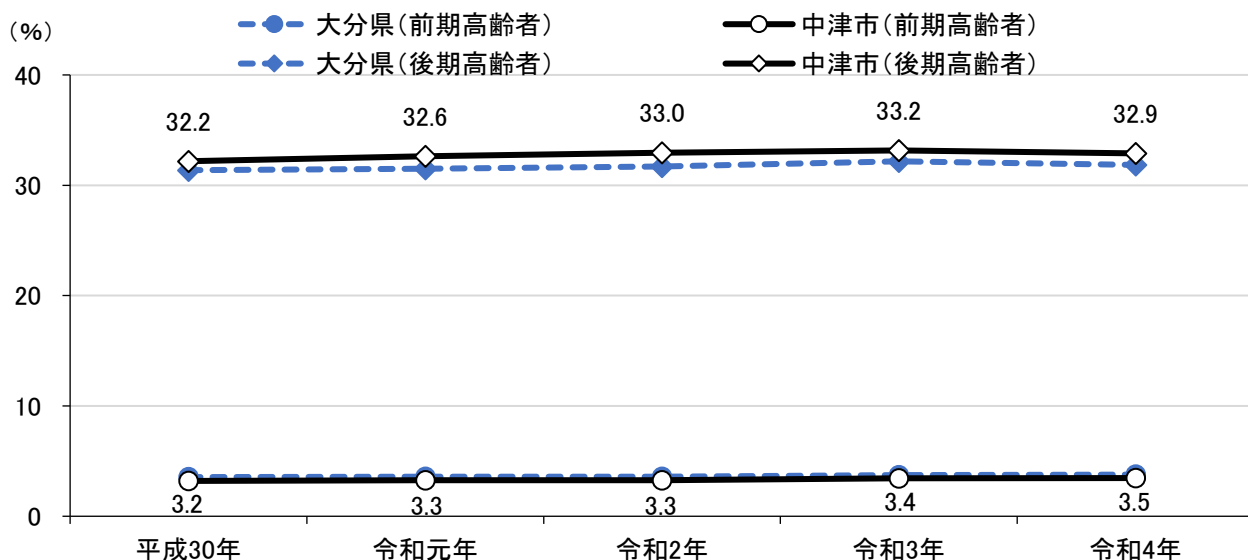
平成30年から令和4年までの本市の要介護（要支援）認定者出現率についてみると、前期高齢者は3%台、後期高齢者は33%前後で推移しており、どちらも県平均とほぼ同じ水準となっています。

■要介護（要支援）認定者出現率の推移

		第2号被保険者		第1号被保険者						
		40～64歳	前期高齢者			後期高齢者			計	
			65～69歳	70～74歳	計	75～79歳	80～84歳	85～89歳		90歳以上
平成30年	認定者数	61	143	236	379	517	1,001	1,264	1,283	4,065
	構成割合	1.4%	3.2%	5.2%	8.4%	11.5%	22.2%	28.1%	28.5%	90.2%
	出現率	0.2%	2.2%	4.4%	3.2%	11.5%	26.3%	47.5%	77.6%	32.2%
	県出現率	0.3%	2.5%	4.8%	3.5%	11.1%	25.0%	45.9%	71.6%	31.4%
令和元年	認定者数	59	127	259	386	524	993	1,318	1,342	4,177
	構成割合	1.3%	2.7%	5.6%	8.4%	11.3%	21.5%	28.5%	29.0%	90.4%
	出現率	0.2%	2.1%	4.5%	3.3%	11.2%	27.1%	48.5%	77.3%	32.6%
	県出現率	0.3%	2.4%	4.8%	3.6%	11.0%	24.9%	46.3%	71.6%	31.5%
令和2年	認定者数	59	110	285	395	509	982	1,346	1,380	4,217
	構成割合	1.3%	2.4%	6.1%	8.5%	10.9%	21.0%	28.8%	29.5%	90.3%
	出現率	0.2%	1.9%	4.6%	3.3%	11.1%	26.8%	49.5%	75.6%	33.0%
	県出現率	0.2%	2.3%	4.8%	3.6%	11.2%	24.0%	45.9%	71.5%	31.7%
令和3年	認定者数	68	111	316	427	507	982	1,353	1,446	4,288
	構成割合	1.4%	2.3%	6.6%	8.9%	10.6%	20.5%	28.3%	30.2%	89.7%
	出現率	0.3%	1.9%	4.7%	3.4%	11.6%	25.9%	48.0%	74.7%	33.2%
	県出現率	0.2%	2.3%	4.9%	3.7%	11.1%	23.6%	45.6%	72.7%	32.2%
令和4年	認定者数	65	99	318	417	515	970	1,411	1,476	4,372
	構成割合	1.3%	2.0%	6.6%	8.6%	10.6%	20.0%	29.1%	30.4%	90.1%
	出現率	0.3%	1.8%	4.9%	3.5%	11.1%	25.5%	48.6%	75.7%	32.9%
	県出現率	0.2%	2.3%	5.0%	3.8%	10.7%	23.7%	45.2%	73.1%	31.9%

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」各年9月末
大分県の統計ポータルサイト「大分県の人口推計」10月1日時点

■第1号被保険者 要介護（要支援）認定者出現率の推移

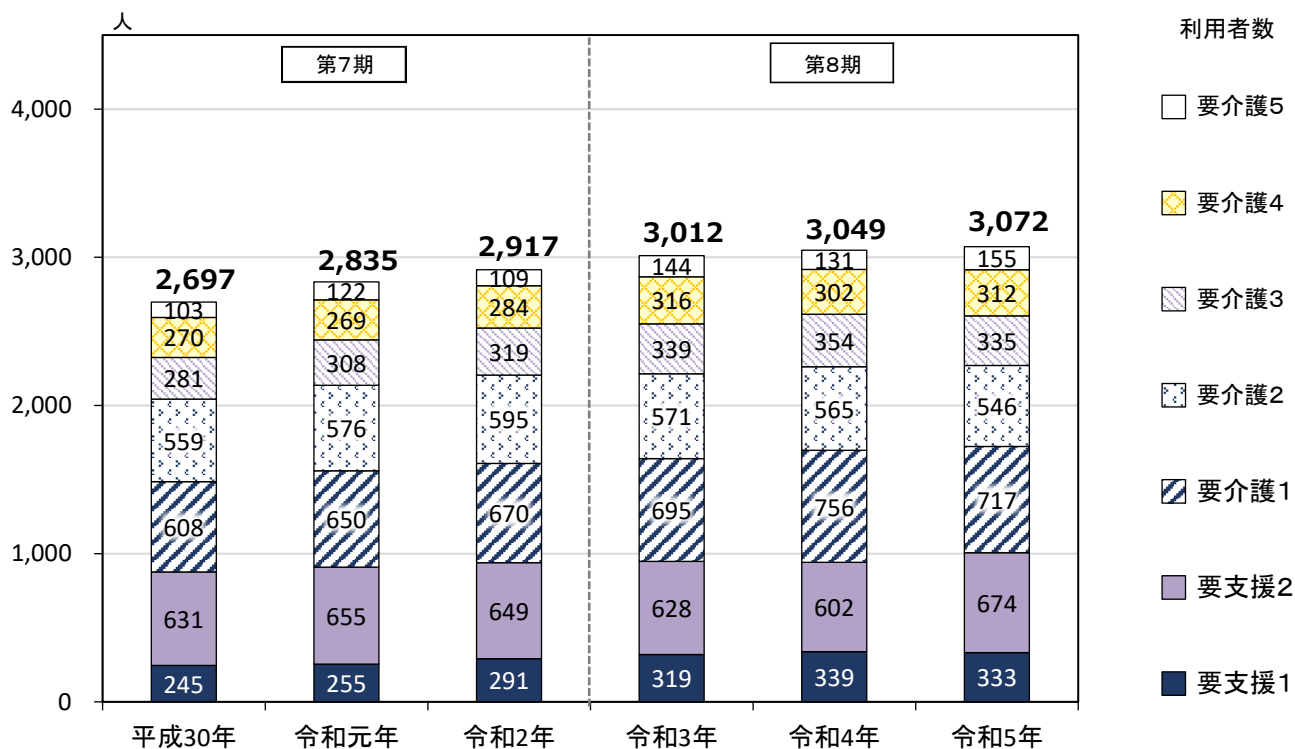


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」各年9月末
大分県の統計ポータルサイト「大分県の人口推計」10月1日時点

(2) 居宅サービス利用者数の推移

居宅サービス利用者数は増加傾向となっており、平成30年から令和5年までの5年間で367人、率にして13.6%の増加となっています。要介護度別の推移をみると、いずれも増加傾向です。

■ 居宅サービス利用者数の推移(要介護度別)



(単位:人)

	第7期			第8期			伸び率 (R05/H30)
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
居宅(介護予防)サービス利用者数	2,697	2,835	2,917	3,012	3,049	3,072	1.139
要支援1	245	255	291	319	339	333	1.359
要支援2	631	655	649	628	602	674	1.068
要介護1	608	650	670	695	756	717	1.179
要介護2	559	576	595	571	565	546	0.977
要介護3	281	308	319	339	354	335	1.192
要介護4	270	269	284	316	302	312	1.156
要介護5	103	122	109	144	131	155	1.505

資料：介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）

(3) 施設・居住系サービス利用者数の推移

第7期計画以前に整備した地域密着型介護老人福祉施設については、平成29年までその利用者数は増加していましたが、平成30年以降は施設規模に達したこともあり、横ばいとなっています。この他の施設・居住系サービスについては、認知症対応型共同生活介護事業所、介護療養型医療施設の廃止や新型コロナウイルスの蔓延による利用控えなどもあり、利用者数は令和元年度をピークに減少傾向にありました。なお、介護療養型医療施設は令和6年3月末で制度上廃止されましたが、本市では介護医療院へ転換した事業所はありませんでした。

■施設・居住系サービス利用者数の推移(サービス別・要介護度別)

(単位:人/月)

	第7期			第8期		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
介護老人福祉施設	384	407	385	386	374	393
要介護1	2	4	5	5	3	3
要介護2	7	4	5	5	5	2
要介護3	46	51	44	51	51	51
要介護4	182	196	193	206	187	198
要介護5	147	152	138	119	128	139
介護老人保健施設	287	287	281	270	265	277
要介護1	23	23	23	30	34	39
要介護2	51	48	53	44	38	45
要介護3	54	59	49	47	52	53
要介護4	109	113	113	109	100	95
要介護5	50	44	43	40	41	45
介護療養型医療施設	26	19	21	15	10	0
要介護1	0	0	0	0	0	0
要介護2	0	1	1	0	0	0
要介護3	4	3	4	4	0	0
要介護4	12	6	8	6	7	0
要介護5	10	9	8	5	3	0
介護医療院	1	3	0	3	5	2
要介護1	0	0	0	0	0	0
要介護2	1	0	0	0	0	0
要介護3	0	1	0	0	1	0
要介護4	0	2	0	2	0	1
要介護5	0	0	0	1	4	1
地域密着型介護老人福祉施設	144	146	142	142	142	142
要介護1	0	0	0	0	0	0
要介護2	2	4	2	0	1	1
要介護3	18	17	21	16	25	18
要介護4	70	56	68	80	63	71
要介護5	54	69	51	46	53	52
施設系サービス利用者数計	842	862	829	816	796	814
うち要介護4・5の人数	634	647	622	614	586	602
(施設利用者に対する割合)	75.3%	75.1%	75.0%	75.2%	73.6%	74.0%

資料：介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）

■施設・居住系サービス利用者数の推移(サービス別・要介護度別)(続き)

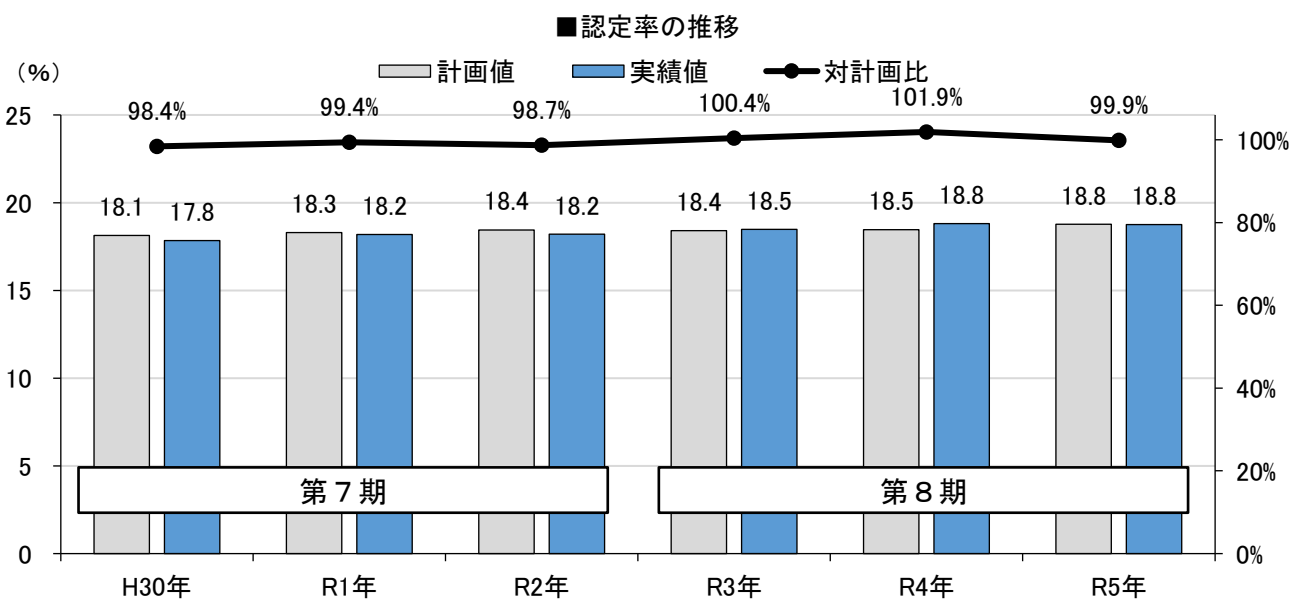
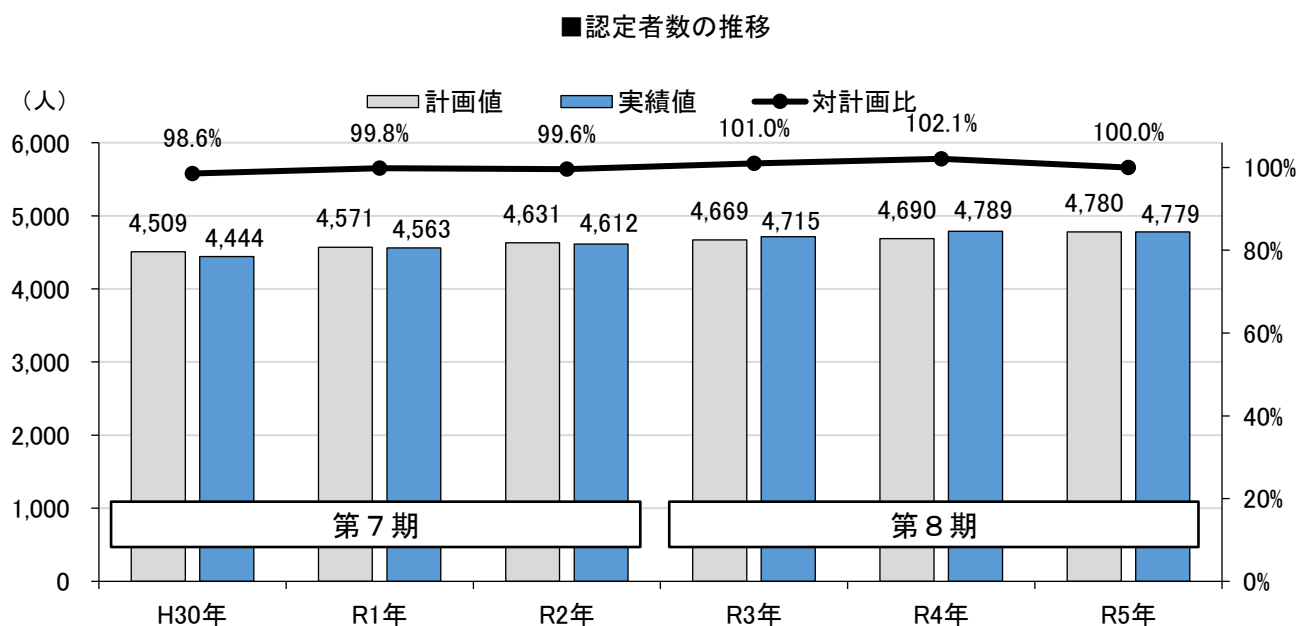
(単位:人/月)

	第7期			第8期		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
認知症対応型共同生活介護	169	173	167	176	178	162
要支援2	1	1	1	0	0	0
要介護1	34	29	32	43	40	37
要介護2	49	47	44	49	41	46
要介護3	32	34	42	43	48	41
要介護4	39	46	40	33	36	28
要介護5	14	16	8	8	13	10
特定施設入居者生活介護	28	25	22	25	26	29
要支援1	3	3	2	3	3	2
要支援2	2	2	1	3	3	2
要介護1	3	4	5	5	3	3
要介護2	10	7	7	6	7	6
要介護3	3	2	2	4	6	8
要介護4	4	5	2	3	3	6
要介護5	3	2	3	1	1	2
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
要介護1	0	0	0	0	0	0
要介護2	0	0	0	0	0	0
要介護3	0	0	0	0	0	0
要介護4	0	0	0	0	0	0
要介護5	0	0	0	0	0	0
居住系サービス利用者数計	197	198	189	201	204	191
施設・居住系サービス利用者数計	1,039	1,060	1,018	1,017	1,000	1,005

資料：介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）

(4) 要介護認定者数と要介護認定率の推移

本市の要介護（要支援）認定者数の実績値と計画値の乖離状況について、第8期では1～2%程度で推移しています。認定率の実績値と計画値の乖離状況については、第8期では2%以下で推移しています。



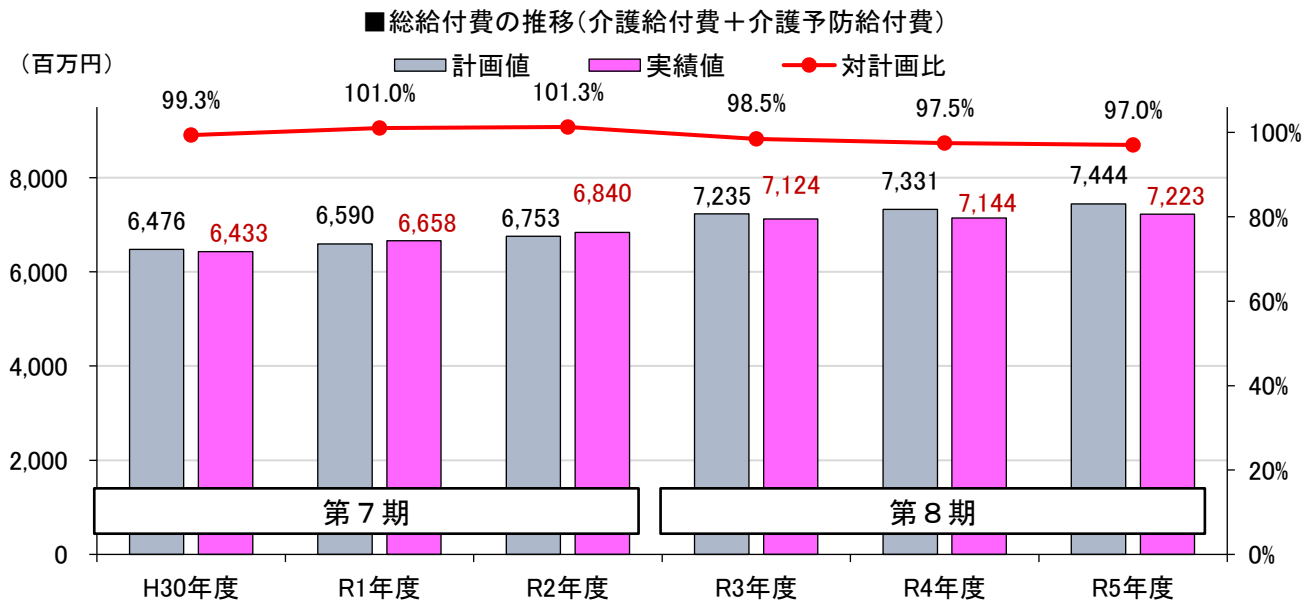
資料：見える化システム、介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）

※第1号被保険者のみ

(5) 給付費の推移

本市の給付費の推移をみると、平成30年度から令和4年度までの総給付費は年々増加しており、令和4年度の総給付費は7,144百万円となっています。給付費をサービス別にみると、在宅サービスは増加傾向で推移しており、施設サービスも一時的に減少する年度はありますが全体としては増加傾向で推移しています。

総給付費の実績値と計画値の乖離状況については、第8期計画では2%程度で推移しています。



資料：見える化システム、R5年度実績は見込み

令和3年度以降のサービス別給付費実績（令和5年度は見込み）は以下のとおりです。

■介護サービス別給付費の実績(要介護度1～5)

(単位:千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
(1)居宅サービス	2,702,993	2,711,622	2,661,151
訪問介護	518,260	523,616	510,333
訪問入浴介護	9,178	8,300	5,950
訪問看護	153,982	153,889	154,579
訪問リハビリテーション	13,037	15,997	17,469
居宅療養管理指導	24,131	25,505	30,496
通所介護	977,338	971,180	938,342
通所リハビリテーション	456,404	450,986	447,317
短期入所生活介護	303,386	297,091	293,538
短期入所療養介護	17,119	19,477	17,399
福祉用具貸与	162,791	176,337	178,262
特定福祉用具販売	6,792	6,896	7,466
住宅改修費	16,066	13,785	13,931
特定施設入居者生活介護	44,511	48,565	46,070
(2)地域密着型サービス	1,580,082	1,619,259	1,612,341
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	162,102	185,260	181,354
夜間対応型訪問介護	97,349	99,373	79,716
地域密着型通所介護	54,764	41,240	48,000
認知症対応型通所介護	51,432	64,716	110,642
小規模多機能型居宅介護	235,705	257,268	258,538
認知症対応型共同生活介護	516,479	525,120	474,384
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	462,251	446,282	459,707
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
(3)施設サービス	2,210,927	2,167,316	2,277,306
介護老人福祉施設	1,190,298	1,166,995	1,218,412
介護老人保健施設	963,678	943,399	1,033,621
介護医療院	11,789	22,836	13,590
介護療養型医療施設	45,161	34,085	11,683
(4)居宅介護支援	364,282	375,315	371,819
介護給付費 合計	6,858,285	6,873,512	6,922,618

注:金額は千円単位で四捨五入しているため、表の各金額の合計値は一致しないことがあります。

■介護予防サービス別給付費の実績(要支援1・2)

(単位:千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
(1)介護予防サービス	214,339	221,547	248,247
介護予防訪問入浴介護	461	0	0
介護予防訪問看護	25,890	25,649	27,350
介護予防訪問リハビリテーション	3,758	3,287	8,040
介護予防居宅療養管理指導	856	1,375	1,973
介護予防通所リハビリテーション	113,643	114,675	131,031
介護予防短期入所生活介護	1,935	1,607	855
介護予防短期入所療養介護	92	49	0
介護予防福祉用具貸与	43,720	44,762	49,090
特定介護予防福祉用具販売	4,599	4,624	6,335
介護予防住宅改修	13,672	20,142	16,211
介護予防特定施設入居者生活介護	5,713	5,377	6,545
(2)地域密着型介護予防サービス	11,647	8,764	8,302
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	10,470	8,764	6,846
介護予防認知症対応型共同生活介護	1,177	0	0
(3)介護予防支援	40,173	40,563	45,038
介護予防給付費 合計	266,159	270,873	300,131

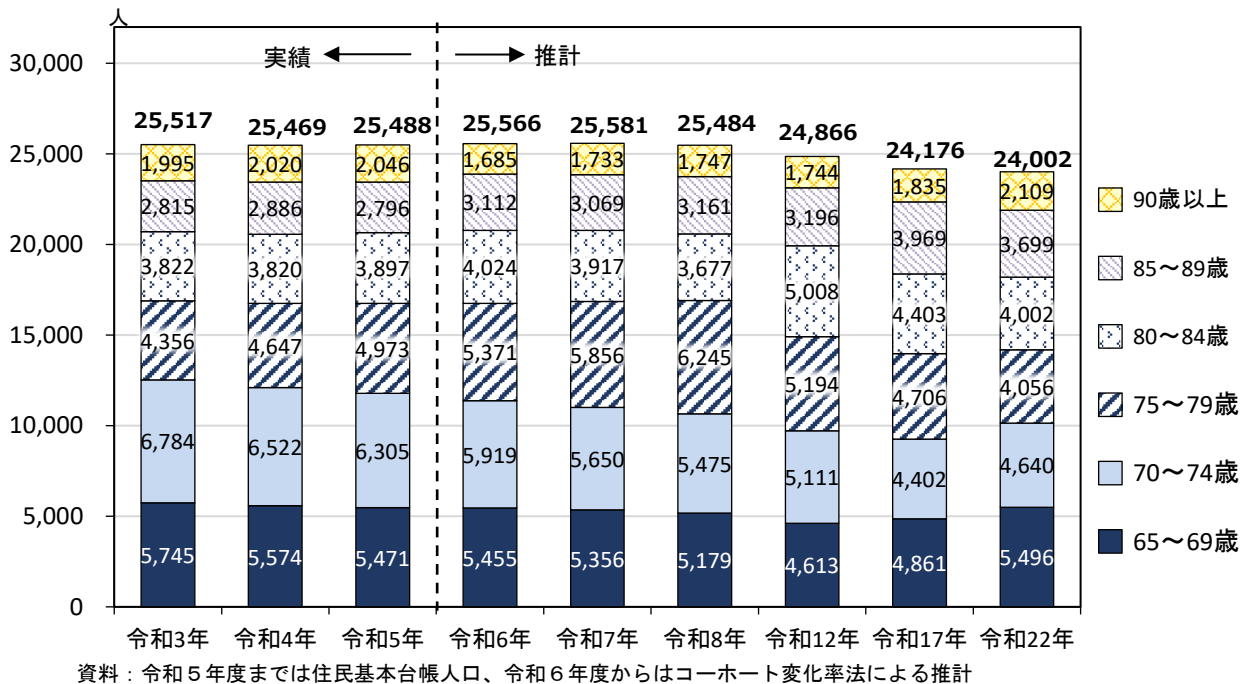
注:金額は千円単位で四捨五入しているため、表の各金額の合計値は一致しないことがあります。

2 高齢者人口・認定者数の推計

(1) 被保険者数の推計

本市の第9期計画期間中の第1号被保険者数は横ばいで推移することが予想され、令和8年の第1号被保険者数は25,484人になることが推測されます。

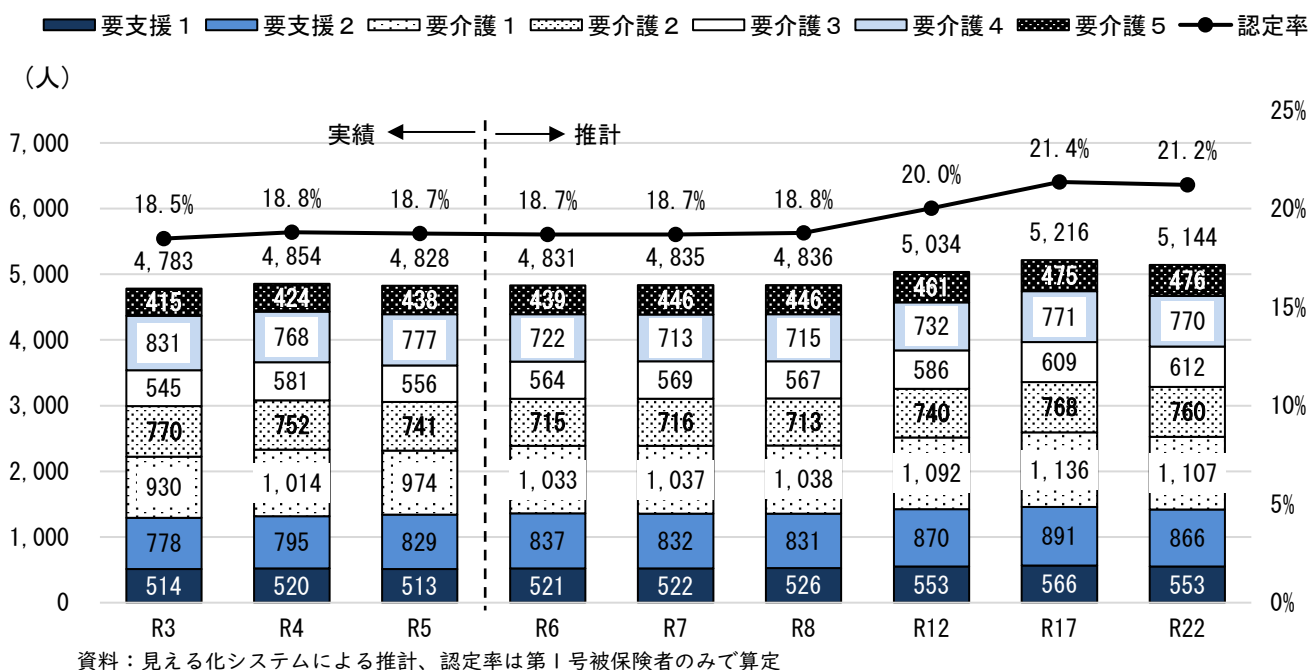
■被保険者数の推計



(2) 要介護(要支援)認定者数の推計

本市の第9期計画期間中の認定率は、横ばいで推移することが予想され、最終年度の令和8年における認定率は18.8%になることが推測されます。

■要介護(要支援)認定者数の推計



3 サービス見込み量の推計

(1) 居宅サービス

①訪問介護

【サービス内容】

通所介護と並び在宅系サービスの中心となるサービスであり、利用者の居宅において、訪問介護員が入浴、排せつ、食事等の介助や掃除、洗濯等の生活援助を行います。

■実績値及び推計値(令和5年度以降は推計値)

区分		第8期			第9期			第11期	第12期	第14期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R17	R22
介護サービス	回/月	16,617	16,650	16,304	16,993	17,486	17,663	18,461	19,346	19,203
	人/月	747	760	722	766	776	791	829	867	856

②訪問入浴介護

【サービス内容】

利用者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介助を行います。

■実績値及び推計値(令和5年度以降は推計値)

区分		第8期			第9期			第11期	第12期	第14期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R17	R22
予防サービス	回/月	5	0	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	1	0	0	0	0	0	0	0	0
介護サービス	回/月	63	57	41	63	66	66	66	66	66
	人/月	18	19	16	18	19	19	19	19	19

③訪問看護

【サービス内容】

疾病又は負傷により居宅において継続して療養を必要とする利用者に対し、主治医の指示に基づき、看護師等が療養上の世話又は診療の補助を行います。

サービス提供をすることができるのは、病院・診療所等の医療機関もしくは訪問看護ステーションのいずれかです。

■実績値及び推計値(令和5年度以降は推計値)

区分		第8期			第9期			第11期	第12期	第14期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R17	R22
予防サービス	回/月	639	587	619	619	665	721	748	775	748
	人/月	81	84	93	96	101	103	107	111	107
介護サービス	回/月	2,992	2,897	2,813	2,922	2,967	3,028	3,071	3,215	3,177
	人/月	284	303	308	313	315	319	329	345	340

④訪問リハビリテーション

【サービス内容】

通院が困難な利用者に対し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、心身機能の維持回復を図り、在宅での自立した生活を支えるサービスです。

■実績値及び推計値(令和5年度以降は推計値)

区分		第8期			第9期			第11期	第12期	第14期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R17	R22
予防サービス	回/月	111	95	258	267	269	271	289	289	289
	人/月	12	10	28	29	29	29	31	31	31
介護サービス	回/月	375	460	508	584	595	601	621	639	630
	人/月	37	45	47	52	52	52	53	55	54

⑤居宅療養管理指導

【サービス内容】

利用者の居宅において、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士及び歯科衛生士等が、その心身の状況、置かれている環境を把握し、療養上の管理及び指導を行います。サービス提供をすることができるのは、病院、診療所、薬局で、事業所指定の申請をしなくても、医療みなし事業所としてサービス提供が可能です。

■実績値及び推計値(令和5年度以降は推計値)

区分		第8期			第9期			第11期	第12期	第14期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R17	R22
予防サービス	人/月	9	11	15	17	17	17	18	18	18
介護サービス	人/月	237	254	323	346	350	351	363	379	376

⑥通所介護

【サービス内容】

入浴、排せつ、食事等の介護、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰り提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図ります。

■実績値及び推計値(令和5年度以降は推計値)

区分		第8期			第9期			第11期	第12期	第14期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R17	R22
介護サービス	回/月	11,158	11,140	10,561	10,767	11,038	11,459	11,945	12,489	12,323
	人/月	913	924	871	885	894	928	970	1,014	998

⑦通所リハビリテーション

【サービス内容】

入浴、排せつ、食事等の介護、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰り提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者家族の負担軽減を図ります。

■実績値及び推計値(令和5年度以降は推計値)

区分		第8期			第9期			第11期	第12期	第14期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R17	R22
予防サービス	人/月	269	280	317	319	322	327	341	349	340
介護サービス	人/月	503	514	508	508	509	514	536	559	552

⑧短期入所生活介護

【サービス内容】

利用者が老人短期入所施設等に短期間入所し、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。

■実績値及び推計値(令和5年度以降は推計値)

区分		第8期			第9期			第11期	第12期	第14期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R17	R22
予防サービス	日/月	25	21	11	15	15	15	15	15	15
	人/月	4	4	3	3	3	3	3	3	3
介護サービス	日/月	3,200	3,088	2,995	3,171	3,310	3,318	3,452	3,620	3,591
	人/月	188	184	195	198	204	204	212	222	220

⑨短期入所療養介護

【サービス内容】

利用者が介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所し、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うサービスです。

■実績値及び推計値(令和5年度以降は推計値)

区分		第8期			第9期			第11期	第12期	第14期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R17	R22
予防サービス	日/月	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護サービス	日/月	125	138	121	133	147	147	141	141	141
	人/月	17	22	25	27	30	30	29	29	29

⑩福祉用具貸与

【サービス内容】

利用者が居宅において自立した生活を営むことができるよう、日常生活の便宜を図るための用具及び機能訓練のための用具を借りることができるサービスです。

■実績値及び推計値(令和5年度以降は推計値)

区 分		第 8 期			第 9 期			第 11 期	第 12 期	第 14 期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R17	R22
予防サービス	人/月	587	589	654	680	681	685	715	732	711
介護サービス	人/月	1,223	1,295	1,301	1,327	1,354	1,358	1,413	1,474	1,458

⑪特定福祉用具購入

【サービス内容】

利用者が居宅において自立した生活を営むことができるように、福祉用具のうち入浴又は排せつに使用するもの等を購入した場合に、一定の限度額内で要した費用を支給するサービスです。

■実績値及び推計値(令和5年度以降は推計値)

区 分		第 8 期			第 9 期			第 11 期	第 12 期	第 14 期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R17	R22
予防サービス	人/月	13	13	16	16	16	16	18	18	18
介護サービス	人/月	17	17	19	23	24	24	25	25	25

⑫住宅改修

【サービス内容】

利用者が居宅において自立した日常生活を営むことができるように、手すりの取り付けや段差解消など要件を満たす住宅の改修を行った場合に、一定の限度額内で要した費用を支給するサービスです。

■実績値及び推計値(令和5年度以降は推計値)

区 分		第 8 期			第 9 期			第 11 期	第 12 期	第 14 期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R17	R22
予防サービス	人/月	12	18	14	15	16	16	16	17	16
介護サービス	人/月	14	13	12	15	15	16	16	16	16

③特定施設入居者生活介護

【サービス内容】

介護保険の指定を受けた有料老人ホーム等に入居している人が、日常生活上の介護や支援を受けるサービスです。

■実績値及び推計値(令和5年度以降は推計値)

区 分		第 8 期			第 9 期			第 11 期	第 12 期	第 14 期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R17	R22
予防サービス	人/月	6	6	7	7	8	8	8	8	8
介護サービス	人/月	19	21	19	20	20	20	21	21	21

(2) 地域密着型サービス

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

【サービス内容】

日中・夜間を通じて、定期的な訪問と随時の通報により訪問介護員等が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介助や、日常生活上の緊急時の対応を提供するサービスです。
高齢者が中・重度の要介護状態になっても安心して在宅生活を続けることが可能です。

■実績値及び推計値(令和5年度以降は推計値)

区 分		第 8 期			第 9 期			第 11 期	第 12 期	第 14 期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R17	R22
介護サービス	人/月	102	114	112	113	115	116	121	125	123

②夜間対応型対応型訪問介護

【サービス内容】

夜間において、定期的な訪問と随時の通報により訪問介護員が居宅を訪問し、排せつなどの介助や、日常生活上の緊急時の対応を提供するサービスです。
高齢者が中・重度の要介護状態になっても安心して在宅生活を続けることが可能です。

■実績値及び推計値(令和5年度以降は推計値)

区 分		第 8 期			第 9 期			第 11 期	第 12 期	第 14 期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R17	R22
介護サービス	人/月	98	94	83	90	91	91	94	99	98

③地域密着型通所介護

【サービス内容】

入浴、排せつ、食事等の介護、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族等の介護者の負担軽減を図ります。(定員 18 名以下)

■実績値及び推計値(令和5年度以降は推計値)

区 分		第 8 期			第 9 期			第 11 期	第 12 期	第 14 期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R17	R22
介護サービス	回/月	724	567	632	622	623	638	655	696	688
	人/月	72	65	68	69	69	70	72	76	75

④認知症対応型通所介護

【サービス内容】

対象者を認知症の人に限定し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図ります。

■実績値及び推計値(令和5年度以降は推計値)

区 分		第 8 期			第 9 期			第 11 期	第 12 期	第 14 期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R17	R22
予防サービス	回/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護サービス	回/月	408	518	842	843	850	865	907	962	953
	人/月	37	53	90	91	91	92	96	102	101

⑤小規模多機能型居宅介護

【サービス内容】

高齢者や家族の状態に合わせて、「通い」を中心に、「泊まり」や「訪問」を柔軟に組み合わせ、高齢者が中・重度の要介護状態になっても安心して在宅生活を続けるために必要なサービスです。

■実績値及び推計値(令和5年度以降は推計値)

区 分		第 8 期			第 9 期			第 11 期	第 12 期	第 14 期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R17	R22
予防サービス	人/月	12	10	9	10	10	11	11	11	11
介護サービス	人/月	99	109	110	119	123	135	142	149	147

⑥認知症対応型共同生活介護

【サービス内容】

認知症の高齢者に対し、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。

■実績値及び推計値(令和5年度以降は推計値)

区 分		第 8 期			第 9 期			第 11 期	第 12 期	第 14 期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R17	R22
予防サービス	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護サービス	人/月	174	175	156	160	166	171	172	172	172

⑦地域密着介護老人福祉施設入居者生活介護

【サービス内容】

入所定員が 29 人以下の特別養護老人ホームであって、「地域密着型施設サービス計画」に基づいて、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するサービスを提供する施設のことです。

■実績値及び推計値(令和5年度以降は推計値)

区 分		第 8 期			第 9 期			第 11 期	第 12 期	第 14 期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R17	R22
介護サービス	人/月	144	139	140	140	140	140	143	149	150

⑧看護小規模多機能型居宅介護

【サービス内容】

高齢者や家族の状態に合わせて、主治医との密接な連携のもと、「通い」を中心に、「泊まり」や「訪問（看護・介護）」を柔軟に組み合わせた、高齢者が中・重度の要介護状態になっても安心して在宅生活を続けるために必要なサービスです。

■実績値及び推計値(令和5年度以降は推計値)

区 分		第 8 期			第 9 期			第 11 期	第 12 期	第 14 期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R17	R22
介護サービス	人/月	0	0	0	25	25	25	27	28	27

(3) 施設サービス

①介護老人福祉施設

【サービス内容】

入所定員が 30 床以上の特別養護老人ホームであり、寝たきりや認知症などにより、日常生活の中で常に介護を必要とする高齢者が、入浴、排せつ、食事、機能訓練、健康管理等の必要な介護を受けながら生活する施設です。

■実績値及び推計値(令和5年度以降は推計値)

区 分		第 8 期			第 9 期			第 11 期	第 12 期	第 14 期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R17	R22
介護サービス	人/月	388	376	385	385	385	385	391	407	407

②介護老人保健施設

【サービス内容】

心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うサービスです。

■実績値及び推計値(令和5年度以降は推計値)

区 分		第 8 期			第 9 期			第 11 期	第 12 期	第 14 期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R17	R22
介護サービス	人/月	278	270	290	290	290	290	302	314	314

③介護医療院

【サービス内容】

療養病床等を有する病院又は診療所であって、長期療養を必要とする要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うサービスです。

■実績値及び推計値(令和5年度以降は推計値)

区 分		第 8 期			第 9 期			第 11 期	第 12 期	第 14 期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R17	R22
介護サービス	人/月	3	5	3	10	10	10	10	10	10

(4) 居宅介護（介護予防）支援

【サービス内容】

利用者が居宅サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況等を勘案し、居宅サービス計画の作成等を行います。

■実績値及び推計値(令和5年度以降は推計値)

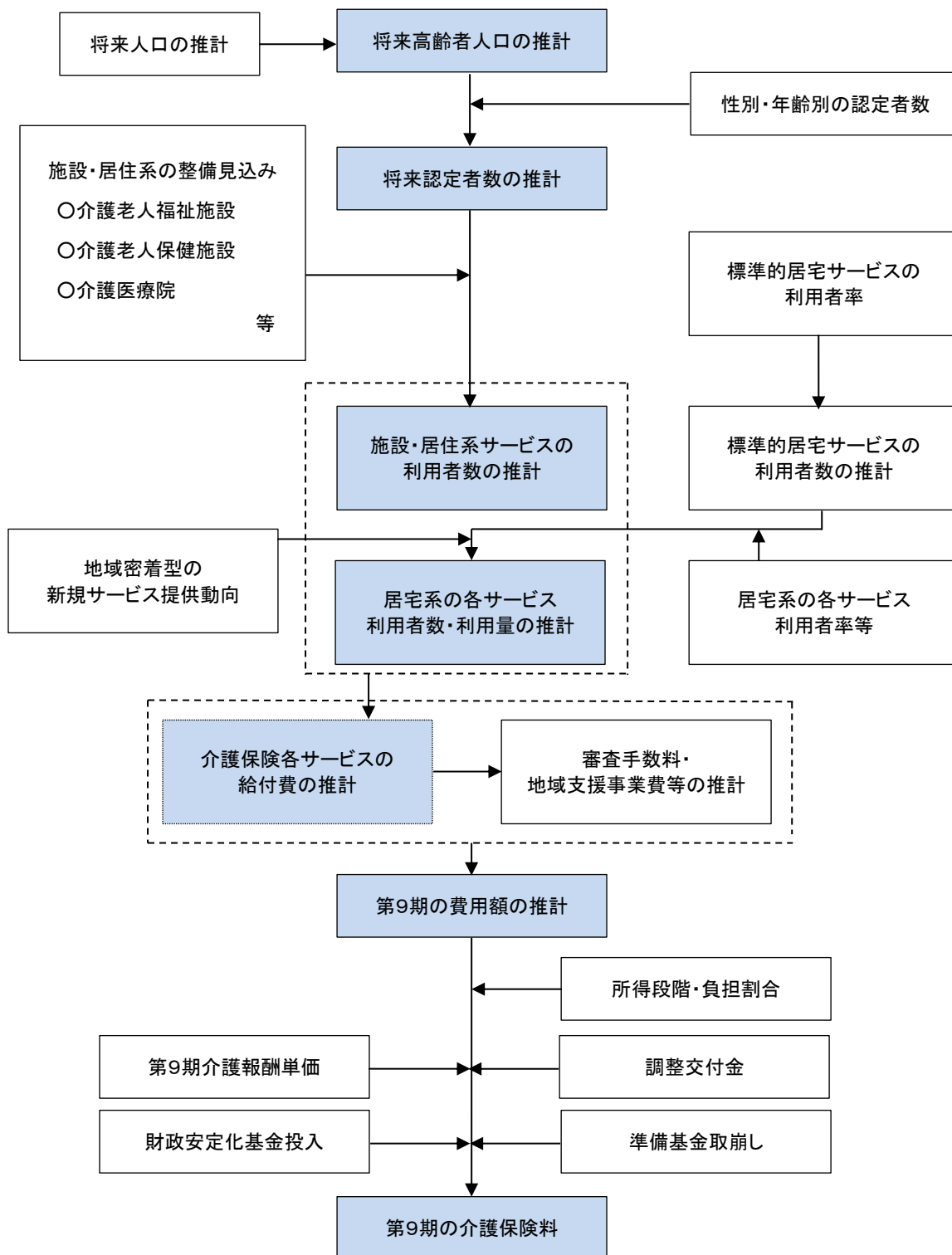
区 分		第 8 期			第 9 期			第 11 期	第 12 期	第 14 期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R17	R22
予防サービス	人/月	741	750	828	846	854	868	906	927	900
介護サービス	人/月	1,936	1,981	1,928	1,934	2,025	2,083	2,241	2,342	2,309

4 介護保険給付費推計及び第1号被保険者の介護保険料

(1) 介護保険事業の推計手順

将来高齢者人口等の推計から、介護サービス見込量及び給付費、保険料算定までの大まかな流れを示すと、下図のとおりとなります。

■介護保険料算定までの流れ



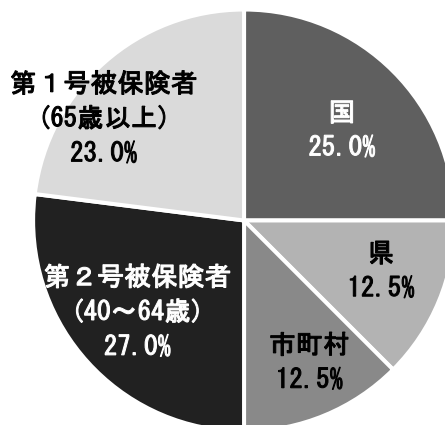
(2) 財源構成

①介護保険給付費の財源構成

介護保険給付費に要する費用は、介護保険サービス利用時の利用者負担分を除いて、半分を公費(国が25.0%、県が12.5%、市町村が12.5%)で負担し(※)、残りを被保険者の保険料(第1号被保険者(65歳以上の方)が23.0%、第2号被保険者(40歳から64歳までの方)が27.0%)で賄う仕組みとなっています。

※施設サービスの給付費は国20%、県17.5%の負担

■介護保険給付費の財源構成



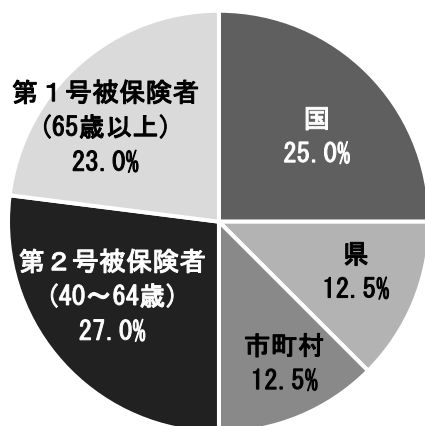
②地域支援事業費の財源構成

地域支援事業には、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」があります。

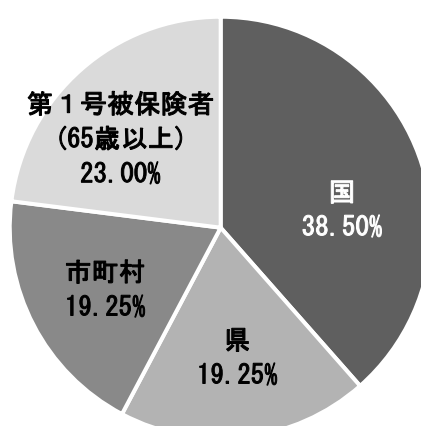
「介護予防・日常生活支援総合事業」の財源構成は、介護保険給付費と同様に半分を公費(国が25.0%、県が12.5%、市町村が12.5%)で負担し、残りを被保険者の保険料(第1号被保険者(65歳以上の方)が23.0%、第2号被保険者(40歳から64歳までの方)が27.0%)で賄う仕組みとなっています。

「包括的支援事業」、「任意事業」の財源構成は、公費(国が38.5%、県が19.25%、市町村が19.25%)で負担し、残りを被保険者の保険料(第1号被保険者(65歳以上の方)が23.0%)で賄う仕組みとなっています。

■介護予防・日常生活支援総合事業
の財源構成



■包括的支援事業・任意事業
の財源構成



(3) サービスごとの給付費の見込み

各サービス利用量等の見込みに、給付実績に基づく平均的な単価を乗じて、介護保険給付費の見込額を算定しました。

①介護サービス給付費の見込み

■介護サービス給付費の見込み

単位:千円

区分	第9期			第11期	第13期
	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R17年度
(1) 居宅サービス	2,782,229	2,855,377	2,910,957	3,024,952	3,158,614
訪問介護	540,633	556,843	562,747	587,112	615,095
訪問入浴介護	9,275	9,789	9,789	9,838	9,838
訪問看護	162,856	165,517	169,005	171,552	179,578
訪問リハビリテーション	20,343	20,731	20,910	21,665	22,297
居宅療養管理指導	33,140	33,575	33,677	34,822	36,361
通所介護	965,941	993,000	1,030,279	1,073,299	1,122,236
通所リハビリテーション	462,207	468,006	474,659	494,796	516,093
短期入所生活介護	313,743	328,150	328,819	342,369	359,192
短期入所療養介護(老健)	19,119	21,365	21,365	20,340	20,340
福祉用具貸与	179,117	182,145	182,382	189,241	197,666
特定福祉用具購入費	8,998	9,337	9,337	9,760	9,760
住宅改修費	17,549	17,549	18,618	18,618	18,618
特定施設入居者生活介護	49,308	49,370	49,370	51,540	51,540
(2) 地域密着型サービス	1,723,495	1,756,492	1,803,871	1,854,897	1,914,376
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	185,791	187,642	188,449	194,153	200,740
夜間対応型訪問介護	87,706	88,514	88,514	90,733	95,929
地域密着型通所介護	48,084	48,258	49,301	50,604	53,898
認知症対応型通所介護	111,966	112,751	114,924	120,520	127,923
小規模多機能型居宅介護	283,511	292,939	320,681	338,300	353,945
認知症対応型共同生活介護	493,032	512,334	527,948	530,865	530,865
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	466,196	466,786	466,786	477,861	497,792
看護小規模多機能型居宅介護	47,209	47,268	47,268	51,861	53,284
(3) 施設サービス	2,327,942	2,330,888	2,330,888	2,391,211	2,485,114
介護老人福祉施設	1,235,612	1,237,176	1,237,176	1,256,553	1,307,783
介護老人保健施設	1,048,212	1,049,539	1,049,539	1,090,485	1,133,158
介護医療院	44,118	44,173	44,173	44,173	44,173
(4) 居宅介護支援	395,555	407,221	418,772	437,456	457,277
介護給付費計	7,229,221	7,349,978	7,464,488	7,708,516	8,015,381

資料：見える化システム

※表中の値は四捨五入の関係上、各金額の合計値が一致しないことがあります。

②介護予防サービス給付費の見込み

■介護予防サービス給付費の見込み

単位:千円

区分	第9期			第11期	第13期
	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R17年度
(1) 居宅サービス	255,150	261,126	266,211	277,035	284,004
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	27,803	29,985	32,455	33,672	34,888
介護予防訪問リハビリテーション	8,453	8,517	8,571	9,157	9,157
介護予防居宅療養管理指導	2,277	2,280	2,280	2,404	2,404
介護予防通所リハビリテーション	133,194	134,856	137,118	142,952	146,253
介護予防短期入所生活介護	1,239	1,241	1,241	1,241	1,241
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	51,841	51,920	52,219	54,496	55,792
特定福祉用具購入費	6,335	6,335	6,335	7,121	7,121
介護予防住宅改修費	17,371	18,527	18,527	18,527	19,683
介護予防特定施設入居者生活介護	6,637	7,465	7,465	7,465	7,465
(2) 地域密着型サービス	7,446	7,456	8,442	8,442	8,442
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	7,446	7,456	8,442	8,442	8,442
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	46,667	47,168	47,941	50,041	51,200
介護予防給付費計	309,263	315,750	322,594	335,518	343,646

③総給付費の見込み

■総給付費見込み

単位:千円

区分	第9期			第11期	第13期
	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R17年度
介護給付費計	7,229,221	7,349,978	7,464,488	7,708,516	8,015,381
介護予防給付費計	309,263	315,750	322,594	335,518	343,646
総給付費計	7,538,484	7,665,728	7,787,082	8,044,034	8,359,027

資料:見える化システム

※表中の値は四捨五入の関係上、各金額の合計値が一致しないことがあります。

(4) 標準給付費等の見込み

(3) で算定したサービス給付費をもとに、令和 6 (2024) 年度から令和 8 (2026) 年度までの標準給付費の見込みを算定しました。

【標準給付費の内訳】

$$\begin{aligned}
 \text{F 標準給付費見込額} &= \text{A 総給付費 (一定以上所得者負担の調整後)} \\
 &+ \text{B 特定入所者介護サービス等給付額} \\
 &+ \text{C 高額介護サービス費等給付額} \\
 &+ \text{D 高額医療合算介護サービス費等給付額} \\
 &+ \text{E 審査支払手数料}
 \end{aligned}$$

A 総給付費 (一定以上所得者負担の調整後)

(3) で算定したサービス給付費について一定以上所得者の利用者負担の財政影響等を勘案した影響額を加味したものです。

B 特定入所者介護サービス等給付額

C 高額介護サービス費等給付額

D 高額医療合算介護サービス費等給付額

E 審査支払手数料

以上 4 項目については、令和 3 (2021) 年度から令和 5 (2023) 年度の実績 (令和 5 年度は見込み) に基づき推計しています。

F 標準給付費見込額

A ~ E を合わせた額を、標準給付費見込額として算定しています。

第 9 期計画中の標準給付費見込額は、約 244 億 9,000 万円となっています。

■標準給付費等の見込み

単位:千円

区分	合計	第9期		
		R6年度	R7年度	R8年度
総給付費(A)	22,991,294	7,538,484	7,665,728	7,787,082
特定入所者介護サービス費等給付額(B)	807,087	261,118	268,951	277,019
高額介護サービス費等給付額(C)	573,945	187,249	192,866	193,830
高額医療合算介護サービス費等給付額(D)	86,951	28,696	28,983	29,272
算定対象審査支払手数料(E)	28,324	9,164	9,439	9,722
標準給付費見込額(F)	24,487,602	8,024,711	8,165,966	8,296,925

※表中の値は四捨五入の関係上、各金額の合計値が一致しないことがあります。

(5) 地域支援事業費の見込み

■地域支援事業費の見込み

単位: 千円

区分	合計	第9期		
		R6年度	R7年度	R8年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	795,015	262,648	265,005	267,362
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	423,984	137,972	141,363	144,649
包括的支援事業(社会保障充実分)	214,014	68,686	71,338	73,990
地域支援事業費計	1,433,013	469,306	477,706	486,001

※表中の値は四捨五入の関係上、各金額の合計値が一致しないことがあります。

(6) 第1号被保険者の保険料収納必要額

第9期計画中の介護保険料は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度の3年間について決定されることとなっています。

保険料収納必要額の算出方法は以下のとおりです。

【保険料収納必要額算出の流れ】

$$\begin{aligned}
 \text{H 保険料収納必要額} &= \text{A 第1号被保険者負担分相当額} \\
 &+ \text{B 調整交付金相当額} \\
 &- \text{C 調整交付金見込額} \\
 &+ \text{D 財政安定化基金拠出金見込額} \\
 &+ \text{E 財政安定化基金償還金} \\
 &- \text{F 準備基金取崩額} \\
 &+ \text{G 市町村特別給付費等}
 \end{aligned}$$

A 第1号被保険者負担分相当額

本章の(4)標準給付費等の見込み(4)地域支援事業費の見込みにて算出した標準給付費及び地域支援事業費に、23%を乗じたものが第1号被保険者負担分相当額となります。

【調整交付金について】

調整交付金は、介護給付費の5%を標準に交付される国の交付金です。ただし、実際は各保険者の後期高齢者加入割合と所得段階別加入割合から算出した調整交付金見込割合をもとに算出されます。この調整交付金見込割合が、標準である5%を下回る場合は、差額を第1号被保険者の保険料で賄うこととなっています。

B 調整交付金相当額

上記の説明のとおり、介護給付費の5%が標準の交付金相当額となっています。

C 調整交付金見込額

本市においては、後期高齢者の割合が全国水準より高く、所得水準が全国より低いことから、3年間の交付金見込割合は、標準の5%よりも高くなる見込みです。

【財政安定化基金について】

財政安定化基金は、保険給付費の増加等により、介護保険事業特別会計に赤字が生じた場合、資金の貸付及び交付事業を行うことを目的として、都道府県に設置された基金です。

各保険者は、標準給付費等見込額に、都道府県が定める安定化基金拠出率を乗じた拠出金を、第1号被保険者の保険料に上乗せして徴収し、都道府県に拠出する必要があります。

また、財政安定化基金より借入を行った場合、次期計画において、財政安定化基金に償還するため、第1号被保険者の保険料に償還金分を上乗せして徴収する必要があります。

D 財政安定化基金拠出金見込額

今期計画において、大分県が定めた安定化基金拠出率は、財政安定化基金積立残額が考慮され、0%となります。よって、第9期計画においては、財政安定化基金拠出金は生じません。

E 財政安定化基金償還金

本市においては、第8期計画に財政安定化基金より借入れを行っていないため、第9期計画においては、財政安定化基金償還金は生じません。

F 準備基金取崩額

介護給付費準備基金は、計画より保険給付費が減少したこと等により、第1号被保険者の保険料に余剰金が発生した場合に積み立てるために、各保険者が設置する基金です。

当該基金の取扱いについては、国が方針を示しており、各保険者で最低限必要と認める額を除き、保険料負担軽減のため取り崩すこととされています。

本市においては、第8期計画終了時点において、約5.8億円の基金残高が生じる見込みで、このうち約4.5億円を第9期計画に取り崩すことを想定し、保険料負担を軽減します

G 市町村特別給付費等

市町村特別給付（横出しサービス）は、介護保険の介護給付・予防給付のほかに、要介護状態の軽減または防止等のために市町村が条例で定める保険給付です。費用は第1号被保険者の保険料で賄うこととされています。

本市においては、市町村特別給付を行っていないため、給付費は生じません。

H 保険料収納必要額

以上より算出した結果、第8期計画中に、第1号被保険者の保険料として収納が必要な額は、約51億1,600万万円となります。

■第1号被保険者の保険料収納必要額

単位:千円

区 分	合計	第9期		
		R6年度	R7年度	R8年度
標準給付費見込額	24,487,602	8,024,711	8,165,966	8,296,925
地域支援事業費	1,433,013	469,306	477,706	486,001
第1号被保険者負担分相当額(A)	5,961,741	1,953,624	1,988,045	2,020,073
調整交付金相当額(B)	1,264,131	414,368	421,549	428,214
調整交付金見込額(C)	1,585,689	535,247	522,446	527,996
財政安定化基金拠出金見込額(D)	0			
財政安定化基金償還金(E)	0			
準備基金取崩額(F)	453,000			
市町村特別給付費等(G)	0			
保険料収納必要額(H)	5,115,620			

※表中の値は四捨五入の関係上、各金額の合計値が一致しないことがあります。

(7) 第9期計画期間の第1号被保険者の保険料

【第1号被保険者保険料の算出の流れ】

$$\begin{aligned} \text{D 第1号被保険者保険料 (年額)} &= \text{A 保険料収納必要額} \\ &\div \text{B 予定保険料収納率} \\ &\div \text{C 所得段階別加入割合補正後被保険者数} \end{aligned}$$

A 保険料収納必要額

(6)で算出した保険料収納必要額です。ここで算出した約51億1,600万円を、第1号被保険者から保険料として徴収する必要があります。

B 予定保険料収納率

予定保険料収納率は、過去の収納実績を参考に、98.5%を見込んでいます。保険料収納必要額をこの収納率で除することにより、第9期計画中に賦課すべき保険料額を求めます。

C 所得段階別加入割合補正後被保険者数

所得段階別加入割合補正後被保険者数とは、各所得段階の人数と保険料率を乗じたものを合計したものです。第9期計画中に賦課すべき保険料額を、この被保険者数で除することにより、第1号被保険者1人当たりの保険料額を算出します。

D 第1号被保険者の保険料基準額

以上より算出した結果、第9期計画中の第1号被保険者の保険料は、年額73,200円(月額6,100円)となります。

保険料収納必要額 (A)	5,115,620 千円
予定保険料収納率 (B)	98.5%
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (C) (3年間の合計人数)	70,947 人
第1号被保険者の保険料基準額 (年額) (D) (A÷B÷C)	73,200 円
第1号被保険者の保険料基準額 (月額) (D÷12)	6,100 円

介護保険料の所得段階は第6期計画時に国は標準段階を9段階に細分化し、本市ではこれをさらに細分化して10段階に設定しました。以降、第8期計画までは10段階を採用してきました。

第9期計画においては、国は標準段階を9段階から13段階に細分化したため、本市においても13段階を採用することとします。

なお、低所得者（第1段階から第3段階）に対する公費を投入した介護保険料負担の引き下げについては、第9期計画でも引き続き継続します。

■所得段階別保険料率

		第8期(令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)			第9期(令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)		
		所得段階	対象者	保険料率	所得段階	対象者	保険料率
本人が市民税非課税	世帯全員非課税	第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者 本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の者	0.30 (公費軽減前0.5)	第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者 本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の者	0.285 (公費軽減前0.455)
		第2段階	第1段階に該当しない者のうち、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の者	0.38 (公費軽減前0.63)	第2段階	第1段階に該当しない者のうち、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の者	0.38 (公費軽減前0.58)
		第3段階	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える者	0.70 (公費軽減前0.75)	第3段階	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える者	0.685 (公費軽減前0.69)
	世帯課税	第4段階	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の者	0.83	第4段階	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の者	0.83
		第5段階(基準)	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える者	1.00	第5段階(基準)	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える者	1.00
本人が市民税課税	第6段階	本人の前年の合計所得金額が120万円未満の者	1.25	第6段階	本人の前年の合計所得金額が120万円未満の者	1.25	
	第7段階	本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	1.30	第7段階	本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	1.30	
	第8段階	本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	1.50	第8段階	本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	1.50	
	第9段階	本人の前年の合計所得金額が320万円以上500万円未満の者	1.70	第9段階	本人の前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の者	1.70	
				第10段階	本人の前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の者	1.90	
	第10段階	本人の前年の合計所得金額が500万円以上の者	1.80	第11段階	本人の前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の者	2.10	
				第12段階	本人の前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の者	2.30	
				第13段階	本人の前年の合計所得金額が720万円以上の者	2.40	

なお、算出した第1号被保険者保険料に、所得段階別の保険料率を乗じた、第9期計画中の保険料は以下のとおりとなります。

■第1号被保険者の保険料(所得段階別)

段階			対象者	第9期	
				保険料率	年額(円)
第1段階	本人が市民税非課税	世帯全員非課税	○生活保護受給者、老齢福祉年金受給者 ○本人の前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	0.285 (公費軽減前 0.445)	20,862
第2段階			本人の前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下の人	0.38 (公費軽減前 0.58)	27,816
第3段階			世帯全員が住民税非課税で、前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が 120 万円超の人	0.685 (公費軽減前 0.69)	50,142
第4段階		世帯課税	本人の前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	0.83	60,756
第5段階 【基準額】			本人の前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超の人	1.00	73,200
第6段階	本人が市民税課税		本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の人	1.25	91,500
第7段階			本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人	1.30	95,160
第8段階			本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人	1.50	109,800
第9段階			本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の人	1.70	124,440
第10段階			本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の人	1.90	139,080
第11段階			本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の人	2.10	153,720
第12段階			本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の人	2.30	168,360
第13段階			本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 720 万円以上の人	2.40	175,680

参考：第1号被保険者の保険料推計（まとめ）

■ 第1号被保険者の保険料推計（まとめ）

区分	合計	第9期			令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度
		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度		
第1号被保険者数	76,631人	25,566人	25,581人	25,484人	24,176人	24,002人
前期(65～74歳)	33,034人	11,374人	11,006人	10,654人	9,263人	10,136人
後期(75歳～)	43,597人	14,192人	14,575人	14,830人	14,913人	13,866人
後期(75歳～84歳)	29,090人	9,395人	9,773人	9,922人	9,109人	8,058人
後期(85歳～)	14,507人	4,797人	4,802人	4,908人	5,804人	5,808人
所得段階別被保険者数						
第1段階(基準額に対する割合=0.455)	15,633人	5,215人	5,219人	5,199人	4,932人	4,897人
第2段階(基準額に対する割合=0.58)	9,835人	3,281人	3,283人	3,271人	3,103人	3,080人
第3段階(基準額に対する割合=0.69)	7,627人	2,545人	2,546人	2,536人	2,406人	2,389人
第4段階(基準額に対する割合=0.83)	6,905人	2,304人	2,305人	2,296人	2,178人	2,163人
第5段階(基準額に対する割合=1.00)	8,843人	2,950人	2,952人	2,941人	2,790人	2,770人
第6段階(基準額に対する割合=1.25)	11,929人	3,980人	3,982人	3,967人	3,763人	3,736人
第7段階(基準額に対する割合=1.30)	9,154人	3,054人	3,056人	3,044人	2,888人	2,867人
第8段階(基準額に対する割合=1.50)	3,684人	1,229人	1,230人	1,225人	1,162人	1,154人
第9段階(基準額に対する割合=1.70)	1,327人	443人	443人	441人	419人	416人
第10段階(基準額に対する割合=1.90)	546人	182人	182人	182人	172人	171人
第11段階(基準額に対する割合=2.10)	252人	84人	84人	84人	80人	79人
第12段階(基準額に対する割合=2.30)	171人	57人	57人	57人	54人	53人
第13段階(基準額に対する割合=2.40)	725人	242人	242人	241人	229人	227人
合計	76,631人	25,566人	25,581人	25,484人	24,176人	24,002人
弾力化した場合の所得段階別加入割合補正後被保険者数(C)	70,947人	23,670人	23,683人	23,594人	22,384人	22,221人
標準給付費見込額(A)	24,487,602千円	8,024,711千円	8,165,966千円	8,296,925千円	8,896,743千円	8,840,780千円
地域支援事業費(B)	1,433,013千円	469,306千円	477,706千円	486,001千円	416,706千円	408,197千円
第1号被保険者負担分相当額(D=(A+B)×23%)	5,961,741千円	1,953,624千円	1,988,045千円	2,020,073千円	2,328,362千円	2,404,734千円
調整交付金相当額(E=A×5.0%)	1,264,131千円	414,368千円	421,549千円	428,214千円	456,415千円	453,234千円
調整交付金見込交付割合(H)		6.35%	6.09%	6.06%	6.35%	6.75%
後期高齢者加入割合補正係数(F)		1.0043	1.0165	1.0180	1.0097	0.9954
所得段階別加入割合補正係数(G)		0.9371	0.9371	0.9371	0.9371	0.9371
調整交付金見込額(I=(A+B)×H)	1,585,689千円	535,247千円	522,446千円	527,996千円	579,647千円	611,866千円
財政安定化基金拠出金見込額	0千円				0千円	0千円
財政安定化基金拠出率	0.0%				0%	0%
財政安定化基金償還金	0千円				0千円	0千円
準備基金の残高(令和5年度末の見込額)	580,000千円				0千円	0千円
準備基金取崩額	453,000千円				0千円	0千円
審査支払手数料1件あたり単価		73円	73円	73円	73円	73円
審査支払手数料支払件数	388,004件	125,531件	129,297件	133,176件	139,492件	137,411件
審査支払手数料差引額	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
市町村特別給付費等	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
市町村相互財政安定化事業負担額	0千円				0千円	0千円
市町村相互財政安定化事業交付額	0千円				0千円	0千円
保険料収納必要額	5,115,620千円				2,205,131千円	2,246,102千円
予定保険料収納率	98.5%				98.5%	98.5%
保険料基準額に対する弾力化した場合の保険料額						
保険料収納必要額(月額)	6,640円				8,335円	8,552円
準備基金取崩の影響額	540円				0円	0円
基準保険料額(月額)	6,100円				8,335円	8,552円

5 介護保険サービスの基盤整備

(1) 介護保険施設の基盤整備

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（定員30人以上）の整備については、これまで中津市内に6か所（入所定員330床、旧中津200床、旧下毛130床）が整備されており、地域密着型介護老人福祉施設も含めれば全部で11か所（定員475床、旧中津287床、旧下毛188床）となっています。また、介護老人保健施設については4か所（入所定員302床、旧中津210床、旧下毛92床）が整備されています。

介護老人福祉施設と介護老人保健施設については、第5期計画中に地域密着型介護老人福祉施設3か所（87床）の整備を行ってきたことや事業者からの参入意向もなかったこと、また、市内の有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備状況等を勘案し、総合的に判断して、第9期事業計画においても新たな整備は行いません。

介護医療院については、介護療養病床等からの転換がなかったことから、市内に事業所がない状況のため、医療療養病床で対応していきつつ、新たな参入意向があった場合には、整備を検討していく予定です。

■市内の介護保険施設の定員数等

施設の種類	第8期計画期間末		第9期計画期間における整備数 (床)	第9期計画期間末 整備目標量 (床)
	施設数 (か所)	定員数 (床)		
介護老人福祉施設	6	330	0	330
介護老人保健施設	4	302	0	302
介護医療院	0	0	0	0

(2) 地域密着型サービスの基盤整備

本市では、増え続ける認知症高齢者に対応するために、第7期計画中に認知症対応型共同生活介護事業所1か所（2ユニット、定員18床）の整備を行いました。第8期計画期間中に廃止した事業所もあり、令和6年1月現在休止中を除いて、全部で9か所（入居定員162床、旧中津126床、旧下毛36床）となっています。

地域密着型介護老人福祉施設は入所待機状態の解消を目指し、第5期計画中に3か所（定員87床、旧中津58床、旧下毛29床）を整備しました。制度改正により、介護老人福祉施設で定員29名以下の小規模ユニット型部分の指定変更となった1か所（定員29床）を含めて、5か所（定員145床）になりました。

認知症対応型共同生活介護事業所、介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設の整備状況、また、市内の有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備状況を勘案し、総合的に判断して、第9期計画の中新たな認知症対応型共同生活介護事業所及び地域密着型介護老人福祉施設の整備は行いません。

また、要介護状態になっても住み慣れた地域での生活を継続できるよう、第8期計画までに定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所2か所、小規模多機能型居宅介護事業所6か所、夜間対応型訪問介護事業所3か所、認知症対応型通所介護事業所3か所、地域密着型通所介護事業所3か所、そして第8期計画の中に新たに整備された看護小規模多機能型居宅介護事業所1か所などの地域密着型介護サービスが整備されています。

今後は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、「通い」を中心に「訪問」や「泊まり」が利用できる（看護）小規模多機能型居宅介護について、未整備圏域の解消を目指し、1か所の整備を検討していきます。

■地域密着型サービス(施設・居住系)の定員数等

施設の種類の種類	第8期計画期間末		第9期計画期間における整備数(床)	第9期計画期間末整備目標量(床)
	施設数(か所)	定員数(床)		
地域密着型介護老人福祉施設	5	145	0	145
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	10 (内、1か所休止中)	180 (内、18床休止中)	0	180 (内、18床休止中)
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0

【参考】住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の整備状況

■住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の定員数等

施設の種類の種類	事業所数	定員数等
住宅型有料老人ホーム (令和5年12月1日現在)	17事業所	786人
サービス付き高齢者向け住宅 (令和5年12月1日現在)	6事業所	228戸

平成 18 年度からの制度変更により、要介護状態となる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、地域支援事業が導入されました。平成 27 年度からの制度改正により、地域支援事業は要支援認定者やその前段階にある高齢者等の多様な生活支援ニーズに対応するため、地域の実情に応じて、市町村が訪問介護や通所介護等や介護予防事業を効果的かつ効率的に実施することができる「介護予防・日常生活支援総合事業」、総合相談支援業務など地域包括支援センターで行われる「包括的支援事業」、及び家族介護支援事業や地域自立生活支援事業といった「任意事業」の 3 事業から構成されています。また、包括的支援事業については、地域包括支援センターの業務に加え、在宅医療と介護の連携や認知症施策の推進のほか、生活支援サービスの体制整備事業といった社会保障充実分が加わりました。

平成 29 年には、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が公布され、地域包括支援センターの機能強化に向けた取り組みが始まりました。

また、令和 2 年には社会福祉法が改正され、令和 3 年 4 月から地域共生社会の実現を目指す体制整備事業として、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が新たに創設されました。これにより、これまで分野（介護、障害、子育て、生活困窮）ごとに行われていた相談支援等のサービスを一体的に実現するため、本市では令和 4 年度から地域支援事業の一部を重層的支援体制整備事業として実施することとしました。

これら制度改正の内容を踏まえ、「地域包括ケアシステム（中津市版）」の構築に向け、地域支援事業のさらなる充実を図ります。

（1）介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という）は、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合いを推進し、要支援者等に効果的かつ効率的な支援ができることを目指すものです。

本市は、平成 27 年 4 月より総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」として、訪問型・通所型サービスによる支援体制の充実に取り組んでいます。特に平成 30 年 6 月より自立支援の効果が高い短期集中型サービス事業「訪問型サービス C と通所型サービス C の一体型」を開始し、令和 4 年 6 月からは「訪問型サービス C の単独型」も開始しています。また、総合事業の「一般介護予防事業」として、地域包括支援センターによる介護予防の普及啓発、住民主体の通いの場「元気！いきいき☆週一体操教室」の育成や継続支援、高齢者自らのボランティア活動を通じた社会参加・地域貢献の奨励、リハビリテーション専門職等を活用した介護予防の強化に取り組んできました。また、平成 29 年度からは、住民主体の通いの場(地域サロン等)への助成、令和 5 年度からは「元気！いきいき☆週一体操教室」への補助金も開始しました。

①介護予防・生活支援サービス

要支援1・2の方や、基本チェックリストに該当した方（以下「事業対象者」という）などの多様なニーズに対し、その方々の能力を最大限に活かしつつ、多様なサービスを提供できるように、自立支援型の介護予防マネジメントに基づき、訪問型サービス（訪問介護事業、訪問型サービスA）や、通所型サービス（通所介護事業、通所型サービスA）、短期集中型プログラムである通所型サービスC・訪問型サービスCを実施しています。生活機能の改善を図るなど自立した生活の実現に向けた支援を行い、利用者の増加に努めていきます。

さらに、通所型サービスC・訪問型サービスCにおいては、事業所等が自立支援に成果の出る支援を行い、利用者の生活機能が改善した場合には、事業所等の報酬に加算を創設することで、介護保険サービスを卒業（介護サービスが必要なくなるまでに改善した状態）するという選択を取りやすい環境にします。

②一般介護予防事業

高齢者がいつまでも自立した生活が送れるように、効果的かつ継続的な介護予防と、自助互助による支えあいの地域づくりを推進するため、平成27年度より住民主体で週に1回は体操を行う通いの場として「元気！いきいき☆週一体操教室」の立ち上げを進めてきました。

この教室の効果としては、運動の効果はもとより、地域住民との交流による意欲の持続、不活発な生活・閉じこもり・認知症などの予防効果が考えられます。このような効果を、介護予防教室などで普及啓発し、さらに自治委員や民生委員等地域のリーダーにも説明することにより、新たな教室の立ち上げにつなげることが出来ています。今後も、市内一円に広がっていくよう、市報や講演会などによる普及啓発に努めるとともに、立ち上がった教室参加者の運動意欲を継続できるよう地域包括支援センターによる定期的な支援や、リーダー研修・市長表彰などを行っていきます。そして、介護予防・生活支援サービス事業を卒業する方の地域の受け皿としての位置づけも、より一層、広めていく必要があります。

さらに、茶話会やレクリエーション等を中心とした通いの場である地域サロン等でも、週に1回は運動に取り組んでいただくために運営費の助成を行うとともに、「元気！いきいき☆週一体操教室」同様、地域リハビリテーション活動支援事業より介護予防を指導する講師の派遣を行います。

地域リハビリテーション活動支援事業は、このほかにも、要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止など広い意味での介護予防のために、サービス事業所やプラン作成者の指導のために、専門職を派遣しております。

また、市内全域で介護予防を高齢者の保健事業と一体的に実施するために、他課と一緒に「企画・実施・分析・評価」を行い、効果的な事業を研究します。

なお、高齢者のボランティアサポーター事業では、高齢者自身の生きがいづくりと社会参加に寄与するだけでなく、介護予防の効果も見込まれますので、引き続き登録者の増加に努めます。

■介護予防・日常生活支援総合事業の構成と事業内容

分類	サービスの類型		事業内容
介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス	①訪問介護事業	予防給付の基準を基本とした訪問介護員による身体介護や掃除、洗濯等の生活援助
		②訪問型サービスA	一定の研修を受けた従事者による生活援助
		③訪問型サービスB	住民の互助による生活援助
		④訪問型サービスC	専門職による居宅での相談指導等(短期集中型)
		⑤訪問型サービスD	通所型サービス等を利用する際の移動支援や移送前後の生活支援
	通所型サービス	①通所介護事業	生活機能の向上のための機能訓練等
		②通所型サービスA	運動・レクリエーション、参加者の交流等
		③通所型サービスB	住民の互助による体操・運動等の支援を行う通いの場
		④通所型サービスC	生活機能を改善するための、運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム(短期集中型)
	その他の生活支援サービス		栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守り等
介護予防ケアマネジメント		総合事業対象者等に対し、総合事業によるサービス等を適切に提供するためのケアマネジメント	
一般介護予防事業	介護予防把握事業		地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を必要とする者を把握し、介護予防へつなげます。
	介護予防普及啓発事業		介護予防に資する基本的な知識を普及・啓発します。
	地域介護予防活動支援事業		社会参加活動を通じて介護予防に対する地域活動の育成・支援を実施します。
	一般介護予防事業評価事業		介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行います。
	地域リハビリテーション活動支援事業		地域における介護予防の取り組みを機能強化するために通所、訪問、元気！いきいき☆週一体操教室、地域サロン等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

■介護予防・日常生活支援総合事業の実績

事業名等		令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込み)	
		回数・ 件数	費用額 (円)	回数・ 件数	費用額 (円)	回数・ 件数	費用額 (円)
訪問介護事業		3,511	71,593,824	3,752	70,505,443	3,800	71,281,300
訪問型サービスA事業		602	5,021,584	510	3,914,274	616	2,557,600
訪問型サービスC事業		26	136,000	26	1,723,120	786	4,624,000
通所介護事業		3,723	105,852,608	4,128	109,044,975	4,150	119,999,900
通所型サービスA事業		1,825	22,500,532	1,439	15,972,652	500	6,982,000
通所型サービスC事業		47	1,314,700	47	1,014,300	35	1,096,200
介護予防ケアマネジメント事業		4,986	2,338,330	4,690	20,758,140	4180	18,797,400
高額介護サービス費相当事業			349,374		231,667		100,200
高額医療合算介護予防サービス 費相当事業			369,802		432,447		450,000
予 防 事 業 一 般 介 護	介護予防普及啓発事業		2,294,241		2,334,001		2,096,600
	地域介護予防活動支援 事業		4,739,481		5,423,102		7,060,200
	地域リハビリテーション 活動支援事業		770,550		981,210		1,126,600
審査支払手数料		14,535	1,065,981	14,928	1,000,484	14,900	945,000
介護予防・日常生活支援総合 事業費用額			123,347,007		212,934,315		237,117,000

■介護予防・日常生活支援総合事業の見込み

事業名等		令和6 (2024)年度		令和7 (2025)年度		令和8 (2026)年度	
		回数・ 件数	費用額 (円)	回数・ 件数	費用額 (円)	回数・ 件数	費用額 (円)
訪問介護事業		3,862	72,453,000	3,862	72,453,000	3,862	72,453,000
訪問型サービスA事業		600	2,491,000	600	2,491,000	600	2,491,000
訪問型サービスC事業		1,950	11,475,000	2,121	12,475,000	2,291	13,475,000
通所介護事業		4,354	125,911,000	4,354	125,911,000	4,354	125,911,000
通所型サービスA事業		477	6,664,000	477	6,664,000	477	6,664,000
通所型サービスC事業		108	3,400,000	108	3,400,000	108	3,400,000
介護予防ケアマネジメント事業		4,597	20,350,000	4,597	20,350,000	4,597	20,350,000
高額介護サービス費相当事業			186,000		280,000		380,000
高額医療合算介護予防サービス 費相当事業			500,000		500,000		500,000
予 防 事 業 一 般 介 護	介護予防普及啓発事業		2,684,000		2,744,000		2,804,000
	地域介護予防活動支援 事業		11,111,000		12,111,000		13,111,000
	地域リハビリテーション 活動支援事業		4,323,000		4,473,000		4,623,000
審査支払手数料		15,000	1,100,000	15,722	1,153,000	16,363	1,200,000
介護予防・日常生活支援総合 事業費用額			262,648,000		265,005,000		267,362,000

(2) 包括的支援事業

「地域包括ケアシステム」の構築には欠かせない5つの事業があります。

①地域包括支援センターの運営

本市では、増え続ける高齢者と多様化する生活支援ニーズに対応するため、第4期計画から市内に地域包括支援センターを5か所の体制とし、地域に密着した包括的支援事業を行うとともに、「中津市地域包括支援センター」を統括センターとして、各センターの統括、支援等を行ってきました。

しかし、市の監督・指導を強化し責任主体を明確化するため、統括センターの権限を本市介護長寿課に移し、平成25年3月末をもって統括センターを廃止しました。地域包括支援センターは現在も5か所設置しており、平成30年度からは地域包括支援センターの評価を行い、サービスの質の向上に努めてきました。

また、近年では本来大人が担うべき高齢者等のケアを子どもが担わざるを得ないヤングケアラーなどの問題も顕在化するなど、世代間や分野を超えた支援が必要不可欠となってきています。こうしたことから、本市では令和4年度から重層的支援体制整備事業に取り組み、分野（介護、障害、子育て、生活困窮）を超えて、属性を問わない相談支援体制の構築に努めてきました。

さらに、地域包括支援センターの職員については人材確保が困難になっている現状を踏まえ柔軟な職員配置に努めるとともに、居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定対象に拡大されたことに伴い、介護予防を居宅介護支援事業所と連携して推進していきます。

第9期計画においても「地域包括ケアシステム」の構築に向け、引き続き地域包括支援センターの機能強化を図っていきます。

②地域ケア会議の開催

平成25年10月から本市主催で地域ケア会議を開始し、在宅生活が継続できるよう、その人の自立を妨げている要因を見極め、生活機能を向上していくための自立支援型ケアマネジメントによる支援を推進するとともに、ケアマネジャーなどの支援者の研修目的も備えていますので、人材育成や多職種連携の機能を常に評価しながら効果的な開催に努めてきました。

平成29年度からは、地域包括支援センター主催の地域ケア会議も開始し、事業対象者・要支援1・2の新規プランはすべてチェックできる体制としました。

また、平成30年度からは、地域ケア会議により浮彫となった地域課題の対応策について検討する場として、地域ケア推進会議などを設けています。

さらに、社会資源を活用するためには生活支援コーディネーターの役割が重要となりますので、令和4年度より生活支援コーディネーターのケア会議への参加に力を入れてきました。

令和5年度からは、県の個別支援（伴走型支援）を受けて、試験的にC型サービス（短期集中型サービス）の利用促進に向けたケア会議に取り組み、令和6年度からは本格的に開催します。これにより、包括別ケア会議は廃止しますが、新規プランのチェック体制は継続します。

③在宅医療・介護連携の推進

中津市在宅医療・介護連携推進協議会で協議を行い、抽出された課題に対応するためのワーキンググループを設置し、事業の進捗状況等を評価検討部会で審議しています。また、令和5年度からは在宅医療・救急医療連携部会を設置し、在宅医療・救急医療連携ルールの策定、運用及び検証について審議しています。さらに引き続き、医療・介護の関係者の連携が図れるよう、研修会の開催や医療・介護の社会資源の把握等を実施していきます。

④認知症施策の推進

認知症高齢者の数は近年ますます増え続けており、その対策は喫緊の課題となっているところです。そうした中、令和6年1月には認知症の人が自身の尊厳を持ち、希望を抱いて生活を送れるようにするための「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。

認知症高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送り、家族も安心して日常生活を営むことができるようにするためには、住民すべてが認知症について理解し、地域全体で認知症高齢者の生活を支えていくことが必要です。とりわけ、認知症高齢者を介護する家族の多くは、当事者以外に介護の大変さを理解してもらえない、同じ家族でさえ理解してもらえないといった悩みを抱えています。家族だけで問題を抱え込んでしまうことのないよう、認知症高齢者や介護する家族が集う「オレンジカフェ」の開催等、気軽に相談できる体制を整備するとともに、介護者の精神的なストレスの軽減を図る取り組みが必要です。引き続き、認知症の早期診断ができる医療機関の情報提供を行うとともに、認知症の早期から対応ができるよう、「認知症地域支援推進員」や「認知症初期集中支援チーム（もの忘れ対応支援チーム）」を配置するなど、地域の医療機関や介護サービスなどの支援機関の連携を強化し、支援体制の構築を図ります。

また、世界アルツハイマーデー（毎年9月21日）及び月間（毎年9月）の機会を捉えて認知症に関する普及・啓発イベントを開催します。その他、認知症の相談先の周知として、地域の高齢者等の保健医療・介護等に関する総合相談窓口である地域包括支援センター及び認知症疾患医療センターを含めた認知症に関する相談体制を地域ごとに整備し、ホームページ等を活用した窓口へのアクセス手段についても総合的に整備します。

その際に「認知症ケアパス」を積極的に活用し、認知症に関する基礎的な情報とともに、具体的な相談先や受診先の利用方法等を周知していきます。

⑤生活支援サービスの体制整備

住民の互助による生活支援体制の整備をするため、「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」について平成27年度に第1層（※1）を配置し、平成29年度に第2層（※2）の配置を開始しました。また、「協議体」は平成29年度に第1層を設置し、平成30年度から第2層の設置を開始しました。

第1層の協議体は「生活支援・介護予防を考える会」と命名し、「移動・外出支援部会」「就労支援部会」など、テーマ別に部会として開催しています。

今後は、多様化するニーズに対して、介護給付等対象サービス及び地域支援事業等の公的なサービスのほか、地域の住民やボランティア、民間企業など多様な主体による多様な支援体制が不可欠になると考えられるため、生活支援体制整備事業の中で、生活支援体制の構築に向けて協議を重ね、必要なサービスの創出に努めます。

※1 第1層とは、中津市全域を示します。

※2 第2層とは、旧中津市の小学校及び山国・耶馬溪・本耶馬溪・三光の4地区の合わせて15圏域を示します。

■包括的支援事業の内容

事業名		事業内容
地域包括支援センターの運営分	総合相談支援業務	<p>地域の高齢者に対し、多面的(制度横断的)支援を展開します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地域におけるネットワークの構築 ◆初期相談対応 ◆専門相談支援(専門的な相談対応機関へのつなぎ等) ◆孤立ゼロ対策など
	権利擁護業務	<p>地域において尊厳ある生活が維持できるよう専門的、継続的な視点から支援をします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆成年後見人制度の活用 ◆高齢者虐待対応など
	包括的・継続的ケアマネジメント業務	<p>多職種協働・連携によるケアマネジメントの後方支援をします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ケアマネジャーの日常的個別指導・相談 ◆ケアマネジャーが抱える支援困難事例等への指導・助言 ◆地域包括支援センター運営協議会の開催など
社会保障充実分	在宅医療・介護連携推進事業	<p>医療・介護の関係者の連携が図れるよう、研修会の開催、医療・介護の社会資源の把握等を行います。</p>
	生活支援体制整備事業	<p>「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」や「協議体」の設置等を通じて、互助を基本とした生活支援・介護予防サービスを創出します。</p>
	認知症総合支援事業	<p>認知症になっても安心して暮らせるまちを目指して、認知症患者や家族を支援します。</p>
	地域ケア会議推進事業	<p>個別事例の検討を通じ、ケアマネジャーが自立支援に資するケアマネジメントを行うための支援や地域のニーズ、社会資源の把握等を行うとともに、地域課題を抽出し、その後、地域ケア推進会議にて対応策を協議します。</p>

① 在宅医療・介護連携推進事業

高齢者が、急性期の入院治療が終わって退院した後も、在宅での生活に必要な医療・福祉・介護を受けられるための（連携）体制を整備するための事業です。

住民の目指す姿として「本人・家族が自分の望むような形で最後の時を過ごすことができる」と掲げ、その達成のために、4つのサービス目標（※1）を設定しました。これからは、7つの事業項目（※2）のうち、ア～ウにより、現状分析・課題抽出・施策立案を行い、エ～キの対応策を実施し、目標が達成できたか常に評価をしながら事業を進めていきます。

※1 サービス目標

- ①最後まで暮らせる住まい（自宅・介護施設・有料老人ホーム等）が提供されている。
- ②本人及び家族の望む在宅医療・看護・介護を最後まで受けることができる。
- ③自分らしい生活を安心して過ごせる地域や人とのつながりがある。
- ④逝き方に対する本人や家族等の想いを実現するシステムがある。

※2 7つの事業項目

ア) 地域の医療・介護サービス資源の把握

イ) 在宅医療・介護連携の課題抽出と対応の協議

ウ) 24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築

エ) 在宅医療と介護サービス等の情報の共有支援

オ) 在宅医療・介護連携支援センター及びサブセンターの運営等

カ) 在宅医療・介護関係者の研修

キ) 地域住民への普及啓発

② 生活支援体制整備事業

住民主体の地域づくりを支援するために、日常生活圏域ごとに第2層の生活支援コーディネーターを配置し、市全体を把握する第1層のコーディネーターとともに、第1層協議体「介護予防・生活支援を考える会」の「移動・外出支援部会」「就労支援部会」などの運営や、第2層協議体の設置を進めるとともに以下の施策に取り組みます。

- ・地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起
- ・地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ
- ・関係者のネットワーク化
- ・目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一
- ・生活支援の担い手の養成やサービス開発
- ・その他事業に関する業務

移動支援のニーズなどは、市の移動支援担当課連携会議で随時情報交換していきます。

また、「就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）」の配置について検討します。

③ 認知症総合支援事業

増え続ける認知症高齢者等に対応するため、包括的支援事業の中でも認知症施策を推進します。

ア) 認知症初期集中支援チームの配置

認知症には早期診断と早期の対応が重要です。複数の専門職が家族の訴えなどにより、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う「認知症初期集中支援チーム(もの忘れ対応支援チーム)」を地域包括支援センターに1か所設置しており、認知症高齢者等の支援を行います。

イ) 認知症地域支援推進員の配置

地域の実情に応じた医療機関、介護サービス事業所や住民によるインフォーマルなサービス等の様々な地域資源との連携を図り、認知症の人や家族を支援するため、地域包括支援センターに「認知症地域支援推進員」を2名配置し、認知症の人や家族が気軽に集える場所「オレンジカフェ」の運営や「中津市認知症ネットワーク研究会」と連携し、多職種連携の推進に努めます。

ウ) 認知症サポーター養成講座の開催

認知症の人やその家族が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために、認知症に関する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を引き続き推進します。特に認知症の人と関わることが多いと想定される小売業・金融業・公共交通機関等の従業員をはじめ、人格形成の重要な時期である学生に対する養成講座を拡大します。また、認知症サポーター養成講座修了者を対象に、認知症についてさらに学び、具体的な支援活動につながるように、ステップアップ講座の開催も行います。

エ) 認知症ピアサポーター事業の推進

認知症の人で、同じ症状や悩みを持つ認知症の人と体験を共有し、共に考えることで本人や家族を支える人のことを認知症ピアサポーターと言います。

認知症の診断直後で今後の生活に不安となっている人や認知症の受容ができない家族が、早期に認知症ピアサポーターと出会い、診断直後の精神的な不安の軽減を図る支援を進められるよう、認知症ピアサポーター事業を推進していきます。

オ) 認知症高齢者等SOSネットワークの構築

本市の多様な地域資源を活用し、認知症高齢者や介護する家族が安心して生活できるよう、行方不明になる恐れのある高齢者の事前登録を行います。その情報を警察、消防、行政と共有することで、早期発見に繋がります。また、「中津市認知症高齢者等SOSネットワーク」の協力団体として、民間事

業者等と協定を締結し、更なる見守り体制を構築します。さらに、機器を用いた検索が行えるように、「GPS 機器の貸与」を行います。

行方不明者の発見の為に、地域住民の見守り体制も必要です。小学校区や自治区などの単位で、見守りネットワークの構築を目指します。また、小学校区での「認知症高齢者検索模擬訓練」等が実施できるように取り組みます。

カ) 医療と介護の連携強化（医療・介護サービス事業者による認知症対応力の向上）

認知症の支援においては、早期に対応することが非常に重要であり、速やかに適切な医療・介護が受けられる体制が必要です。そのためには、各専門職の共通した認知症に関する理解と、医療・介護の顔の見える関係づくり・ネットワークづくりが大切となります。

平成 23 年に発足した「中津市認知症ネットワーク研究会」は、かかりつけ医や介護サービス事業者等、現場や地域で認知症の人と接する場面の多い職種の人たちの連携を図るため、自主的に研修会や症例検討会（クリニカル・カンファレンス）を定期的で開催しています。今後も多職種連携を進めるために「中津市認知症ネットワーク研究会」の活動が継続できるよう支援していきます。

■包括的支援事業の実績

事業名		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度 (見込み)	
		回数・ 件数	費用額 (円)	回数・ 件数	費用額 (円)	回数・ 件数	費用額 (円)
地域包括支援センター事業	総合相談支援業務	地域包括支援センター 5箇所	61,169,700	地域包括支援センター 5箇所	61,354,230	地域包括支援センター 5箇所	66,976,100
	権利擁護業務		12,480,000		12,480,000		12,480,000
	包括的・継続的 ケアマネジメント業務		12,480,000		12,480,000		12,480,000
	地域包括支援センター 運営協議会業務		95,830		114,770		118,600
在宅医療・介護連携推進事業			19,469,811		19,248,854		19,967,000
生活支援体制整備事業			15,936,261		15,423,326		19,700,000
認知症総合支援事業			24,252,342		23,836,575		24,372,000
地域ケア会議推進事業			3,095,876		3,087,288		3,077,600
包括的支援事業費用額			148,979,820		148,025,043		159,171,300

■包括的支援事業の見込み

事業名		令和6 (2024)年度		令和7 (2025)年度		令和8 (2026)年度	
		回数・ 件数	費用額 (円)	回数・ 件数	費用額 (円)	回数・ 件数	費用額 (円)
地域包括支援センター事業	総合相談支援業務	地域包括支援センター 5箇所	68,773,000	地域包括支援センター 5箇所	69,966,200	地域包括支援センター 5箇所	72,259,400
	権利擁護業務		14,144,000		15,185,400		15,676,800
	包括的・継続的 ケアマネジメント業務		14,144,000		15,185,400		15,676,800
	地域包括支援センター 運営協議会業務		132,000		132,000		132,000
在宅医療・介護連携推進 事業			19,967,000		19,967,000		19,967,000
生活支援体制整備事業			20,631,000		23,283,000		25,935,000
認知症総合支援事業			24,372,000		24,372,000		24,372,000
地域ケア会議推進事業			3,716,000		3,716,000		3,716,000
包括的支援事業費用額			141,507,000		145,507,000		149,507,000

(3) 任意事業

地域の高齢者が、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活ができるよう、任意事業として、高齢者及び要介護者等を介護する者等に対して、以下の事業の継続実施と事業内容の周知、提供体制の充実を図ります。

■任意事業の内容

事業名		事業内容
介護給付等費用適正化事業		真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証、制度趣旨や良質な事業を展開するうえで必要な各種情報の提供や連絡協議会の開催等により、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付費の適正化を図ります。
家族介護継続支援事業		要介護認定者を介護する家族の経済的負担を軽減します。 ◆家族介護用品補助券交付事業 ◆家族介護慰労金支給事業
その他の事業	認知症高齢者見守り事業	認知症の人やその家族及び地域住民の方が安心して暮らせる社会作りのため、認知症サポーターの養成や認知症高齢者をかかえる家族に対する支援事業・認知症高齢者等 SOS ネットワークを構築し、環境作りと普及啓発を図ります。
	成年後見制度利用支援事業	市長による成年後見制度の申立てを行う場合や、低所得者が成年後見制度を活用する場合、申立てに要する経費や成年後見人等の報酬を助成します。
	住宅改修支援事業	住宅改修費の支給に係る理由書を作成した場合の経費を助成します。
	地域自立生活支援事業	地域における自立した生活を継続させるための事業を実施します。 ◆「食」の自立支援事業(配食サービス) ◆ 高齢者給食サービス事業(ボランティア給食) ◆ 緊急通報体制等整備事業

■任意事業の実績

事業名		令和3年度		令和4年度		令和5年度(見込み)	
		回数・ 件数	費用額 (円)	回数・ 件数	費用額 (円)	回数・ 件数	費用額 (円)
介護給付等費用適正化事業			3,513,650		2,936,986		3,835,000
家族介護継続支援事業			2,591,574		2,534,516		2,067,300
その他の事業	認知症高齢者見守り事業		686,580		642,422		620,600
	成年後見制度利用支援事業	10	345,718	3	272,045	5	190,000
	住宅改修支援事業	25	50,000	27	54,000	20	40,000
	地域自立生活支援事業		25,292,591		27,589,828		25,615,300
	「食」の自立支援事業	46,167	19,441,341	43,367	18,716,707	40,516	19,051,300
	高齢者給食サービス事業	8,204	4,631,218	6,388	4,879,329	6,000	4,500,000
	緊急通報体制等整備事業	501	1,220,032	451	3,993,792	420	2,064,000
任意事業費用額			32,524,113		34,019,797		32,368,200

■任意事業の見込み

事業名		令和6 (2024)年度		令和7 (2025)年度		令和8 (2026)年度	
		回数・ 件数	費用額 (円)	回数・ 件数	費用額 (円)	回数・ 件数	費用額 (円)
介護給付等費用適正化事業			3,885,000		4,000,000		4,010,000
家族介護継続支援事業			3,740,000		3,740,000		3,740,000
その他の事業	認知症高齢者見守り事業		867,000		867,000		867,000
	成年後見制度利用支援事業	15	1,233,000	15	1,233,000	15	1,233,000
	住宅改修支援事業	25	50,000	25	50,000	25	50,000
	地域自立生活支援事業		31,004,000		31,004,000		31,004,000
	「食」の自立支援事業	43,000	20,676,000	43,000	20,676,000	43,000	20,676,000
	高齢者給食サービス事業	9,300	7,646,000	9,300	7,646,000	9,300	7,646,000
	緊急通報体制等整備事業	500	2,682,000	500	2,682,000	500	2,682,000
任意事業費用額			40,779,000		40,894,000		40,904,000

■地域支援事業の実績と見込み(インセンティブに関する指標等)

指標	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護予防普及啓発の 実施回数、参加者数	回	80	105	90	110	110	110
	人	2,628	2,966	2,660	3,000	3,000	3,000
元気！いきいき☆週一 体操教室の実施箇所数	箇所	51	54	59	69	79	89
高齢者ボランティア サポーター事業の 受入機関数、登録者数	箇所	115	117	117	125	125	125
	人	474	442	425	450	450	450
地域介護予防活動 への助成箇所数 (地域サロン等)	箇所	5	5	5	6	7	8
中央地域ケア会議 の開催回数	回	12	12	12	12	12	12
包括別地域ケア会議 の開催回数	回	92	92	92	96	96	96
在宅医療・介護連携推 進協議会の開催回数	回	2	2	2	2	2	2
在宅医療・介護連携 に関する市民公開講座 開催回数	回	7	2	2	2	2	2
第2層コーディネーター の人数	人	6	7	6	8	10	12
第2層協議体設置数	箇所	4	4	6	8	10	12
住民型有償サービス 登録団体数	団体	9	10	10	11	12	13
オレンジカフェ 開催回数	回	28	35	47	50	55	60
認知症サポーター 養成講座受講者数	人	8,449	8,928	9,200	9,500	9,800	10,100
中津市認知症高齢者 等SOSネット ワーク協力機関数	団体	83	92	100	110	120	130
認定調査結果に対する 点検実施割合	%	100	100	100	100	100	100
認定調査員に対する 研修会の開催数	回	1	1	1	1	1	1

■地域支援事業の実績と見込み(インセンティブに関する指標等)(続き)

指標	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
認定審査会合議体の長の会議開催数	回	1	1	1	1	1	1
ケアプラン点検数	回	30	30	25	30	30	30
介護給付費通知件数	回	3	1	3	要検討		
	件	13,525	5,150	13,590			
住宅改修、福祉用具購入・貸与に係る現地調査数	件	1	1	2	5	5	5
縦覧点検件数	件	1,410	1,359	1,400	1,450	1,460	1,470

7 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

令和7(2025)年には、本市の高齢者人口がピークとなり、令和22(2040)年にかけて、介護ニーズを有する85歳以上の人口が急激に増加するため、要介護者等が一層増加することが見込まれます。また、生産年齢人口の減少が加速することが見込まれており、介護人材の確保は大きな課題となっています。

こうした中、増加・多様化する介護サービス需要に対応するため、質の高い介護人材の確保及び業務効率化に取り組む必要があります。

そのため、中津市では新たに介護サービスの提供事業所に就職した方を対象に、令和6年度より就職応援金を給付するとともに、3年間継続して勤務している方に継続勤務応援金を給付する事業を始めます。合わせて特に深刻なヘルパー不足解消のため、介護職員初任者研修資格の取得費用に対して助成金の給付事業を始め、介護人材の確保に努めていきます。

また、県と連携して、介護の魅力をこどもや若年層など幅広い世代に発信するなどして、介護の仕事のイメージアップに努めます。

さらに、介護支援専門員や介護職員などを対象とした研修や講習会を開催し、介護に携わる人の資質の向上を図るとともに、人材確保のため職場環境改善に向けた研修等を実施するなど、就労促進や早期離職の解消に努めるほか、介護ロボットやICTの活用事例を周知するなど、文書量の削減や業務の効率化を促進します。

加えて、今後も高齢者の増加に伴う要介護認定申請件数の増加が見込まれることから、要介護認定を遅滞なく適正に実施するために、認定審査会の簡素化や認定事務の効率化を進めつつ、必要な体制整備に取り組めます。